

東北学院大学 経済学論集

〔論 文〕

「小さな政府」から「大きな政府」へ

—ニューレイバーとは何だったのか(1)……………越 智 洋 三(1)

転換期におけるコミュニティ交通の展開とその課題

—日立市塙山学区「木曜サロンカー」をめぐる地域住民と交通事業者の協働

……………齊 藤 康 則(13)

〔研究ノート〕

公共選択から立憲的政治経済学へ

—J.M.Buchananの苦悩と挑戦……………関 谷 登(31)

2012年12月

(第179号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 179 号

「小さな政府」から「大きな政府」へ

－ニューレイバーとは何だったのか(1)

越 智 洋 三

1997年に18年ぶりに政権に復帰し2010年に政権を追われた労働党、自らをニューレイバーと称した労働党の特徴を明らかにしようとするのが、本稿および続く諸稿の目的である。

本稿では、ニューレイバーが結局は「大きな政府」をもたらし、国民の受容負担限度を超えてしまって、限界に直面したことを明らかにする。

第1項で、2007年までは「小さな政府」であったことを確認しつつ、その下でも大規模な財政スパンディングが行われていたことを明らかにする。

ついで、「小さな政府」の下で大規模な財政スパンディングを可能にした要因としての、ニューレイバーの誕生と順調な経済成長について順次検討する。

第4項で、世界金融危機、ブレア派とブラウン派の対立の激化および租税反乱によって、ニューレイバーが経済的・政治的な限界に直面したことを明らかにし、最後に、ニューレイバーの中産階級志向政策が国民の受容負担限度を超えてしまったことを明らかにする。

1. 「小さな政府」

イギリスの公共部門歳出(TME Total Managed Expenditureの対GDP比)の1970年代後半(サッチャー政権誕生以前)からの推移をみると、キャラハン労働党政権時1975年度の49.7%(対GDP比)が最高である。「小さな政府」を目指したサッチャー政権期(1979-1990年度)の最高は82年度の48.2%であり、以降低下し続け、最低は87年度の38.9%であった。サッチャー政権12年間の公共部門歳出規模は平均約41%であった。つづくメイジャー政権期(1991-1996年度)は、最終年度の39.9%が最低で、それ以前は40%台にあり、最高43.7%(92年度)であった。メイジャー期の平均は約42%であった。ニューレイバー政権期(1997-2009年度)は2003年度まで36-39%であり(最低は99年度の36.3%)、2004年度から2007年度まで41%台であったが、2008年度には44.0%、最終2009年度には47.6%となっている。ニューレイバー期の平均は約40%であった。この平均値はメイジャー期よりもさらに低くなっている。ニューレイバー期にイギリスで「小さな政府」が定着していたのである。この点はニューレイバーの特徴として確認しておく必要がある。

しかし、政権末期の政府の規模(総選挙当時は44~46%と予想されていた)は、後にみるように、国民の意識も変化していたこともあって、大き過ぎたのである。

ニューレイバーは、2007年度までイギリス的基準で「小さな政府」を維持していたが、2008年以降の世界金融危機の影響を受けて、政権末期には「大きな政府」になったのである。2010年総選挙後に成立した保守党・自由民主党の連立政権が、政府の規模を2015年度までに約40%に縮小

する計画であり、労働党もこの規模を基本的に容認していることを考えると、政権末期の48%という政府の規模は異常に大きすぎたというのが、イギリス主要3政党の共通の了解事項であった。そして、主要3政党がこのような共通の了解に達したのは、後にみるように、ニューレイバー末期の政府の規模は、国民の負担受容限度を超えてしまったという共通認識に基づいたものであった。

このように、少なくとも2007年度までは「小さな政府」を維持しながらも、ニューレイバー政権の下で大規模な財政スペンディングが行われたことには注意を要する。サッチャー政権期のTMEの年平均伸び率は3.5%であり、メイジャー政権期のそれは5.6%であったが、ニューレイバー期の年平均伸び率はなんと19.1%であった。後でみるように、ニューレイバーは慎重な財政運営を行ったが、それでもこれだけの大規模な財政スペンディングを行ったのである。これを可能にした基本的条件は順調な経済成長ではあったが、ニューレイバーの誕生も、「小さな政府」の下での大規模な財政スペンディングを可能にしたのである¹⁾。

2. ニューレイバーの誕生

1992年の総選挙に敗北した後で、労働党再建の本格的な試みが、ブレア・ブラウン主導の下で行われた。79年にサッチャーに政権を奪われて以来13年の長期にわたって政権に着けず、労働党は万年野党の政党だと言われ始めていた。92年の総選挙の下馬評では久しぶりの政権復帰とも言われていたが、実現しなかった。

選挙に勝つ、ことが再建の最優先の課題であった。そのためには、国民が労働党に対して持っているマイナス・イメージを払拭することが重要であった。

労働党のマイナス・イメージをなによりも決定的にしたものは、サッチャー政権誕生の強い要因になった「不平・不満の冬」であった。ヒース保守党政権をも倒す力を持っていたTUC (Trades Union Congress) を中心とする労働運動は、労働党以外には制御できないとの国民の期待を担って復帰したウィルソン・キャラハン政権ではあったが、78-79年の「不平・不満の冬」を招く結果となった。公務員ストライキで街頭にごみが放置され、死体も放置されるという事態が生じたのである。労働党に対する国民の期待は完全に裏切られることになった。

83年総選挙でのマニフェストは「史上最長の自殺ノート」とも評されたものであった。ある意味で伝統的な労働党色が濃厚に現われたものであった。一方的核放棄・EECからの離脱・貴族院の廃止・ブリティッシュテレコム等民営化された企業の再国有化が宣言されていた。サッチャー政権の新保守主義・新自由主義に真っ向から対抗しようとする極左冒険主義の現われと見られたものであった。

こうした労働党に対するマイナス・イメージを払拭することが、選挙に勝つためにはどうしても必要であった。

1) TMEの動向は、第3項も含めて、PESA (Public Expenditure Statistical Analyses) 2011 Table4.1に拠っている。後のブラウンの予算演説同様、財務省ホームページから入手できる。

ただ単にマイナス・イメージを払拭するだけでは、選挙に勝つためには充分ではない。労働党は変わったのだということを積極的に示さなければならない。新生労働党である。ニューレイバーの誕生を象徴するものが労働党綱領第4条の廃止・修正であった。結党以来の党是であった国有化方針が放棄され市場経済との調和を図るものに修正された。TUCを中心として強い反発があったものの新党首ブレア（94年就任）が修正に漕ぎつけた。これは、従来の党と労働組合との関係を見直し、労働党は労働組合のためにあるという国民の持つイメージからの脱却を図ったものであった。ブレアが想定したようには労働組合の影響力を殺ぐことは現在でも出来ていないが、第4条の廃止・修正による労働組合との関係の見直しは、ニューレイバー政権の下で、TUCの強い要望にも拘わらず、サッチャー政権期に立法化された諸々の労働組合・労働運動規正法（クローズド・ショップの廃止、第2次ピケの規制等々）の廃止は決して行われず、それらが維持されたことに現われている。また、公務員給与水準が抑制されたことも関係見直しの成果であった。

労働組合との関係見直しは、ニューレイバーの政策形成・財政運営にも影響を及ぼした。ニューレイバーの立場を俗な表現で現わすなら、つぎのようになるであろう。ビールを飲みサンドウィッチを食べながらの労働組合との協議の中から生まれる政策は、「ブルジョアへの所得税増税による労働者階級向けの大スペンディング」「大きな政府」である。これは時代遅れも甚だしい。結果の平等ではなく機会の平等こそが時代にマッチした政策である。サッチャー政権誕生以来10年以上も経って、人々は住宅を持つことを望み、株を持つことを望み、私的年金を持つことを望んでいるのである。我々はこのような生活水準の向上を求める人々の希望に応えなければ選挙に勝てないのだ。

労働組合との関係見直しは、シティを中心とする産業界との親密な関係の構築をも必要とするとともに、国有化綱領の廃止はそれを可能にした。労働組合に代って産業界の利益を守る政策は、政権獲得後、サッチャー政権以来の金融規制緩和の継続・法人税減税・外資導入策等として現われるが、後にみるように、何よりも公共サービス産業の興隆をもたらすことになった。

シティとの関係修復は、ニューレイバーの経済運営能力に対する信認の獲得のためにも必要であった。労働党はポンド危機を招いた苦い歴史がある。1931年・1949年の例を出さなくとも、67年ウィルソン政権時、そしてつい最近の76年キャラハン政権時にポンド危機に直面し、IMFからの緊急支援に頼らざるを得なかった。ポンド切り下げという「国辱」的事態を招いた苦い歴史があった。政権を維持し続けるためには、ニューレイバーは経済運営能力に対する国民からの信頼を獲得しなければならない。そのためには、経済成長の実績を挙げるしかない。それは、同時に「大きな政府」を回避する道でもあった。

ニューレイバーが政権についてすぐに行ったことは、イングランド銀行への金利決定権の委譲であった。言うまでもなく、金利に対する政治的介入を避け安定した金融政策を遂行させるための手段であった。

財政規律を重視した財政運営が行われた。この点は国民の労働党に対するマイナス・イメージを解消するためにも重要であった。1992年総選挙で、保守党が展開した大々的なネガティブ・キャ

ンペーンは、Tax Bombshellであった。労働党が政権に復帰すると大增税が行われ、「大きな政府」になってしまうぞ、という国民への警鐘であった。

こうした非難はニューレイバーの政権復帰後も常に繰り返された。stealth tax（隠れた増税）が大々的に実施されていると言われ、あるいは、2002年にNHSの財源に充てるため国民保険料を上げる（2003年度実施）と公表すると、労働党はいよいよ大ギャンブルに出たと報じられた。大增税を行い「大きな政府」になるぞ、という趣旨である。

このような国民の警戒感を解消するために、97年総選挙にあたって、ニューレイバーは所得税を増税しない、保守党政権時の歳出基準を維持すると公約している。それだけでなく、ニューレイバーは、財政規律を維持するために2つの財政運営ルールを決め、それを曲がりなりにも2007年度までは守っている。1つはゴールデン・ルールであり、2つはサステナブル・ルールである。前者は1景気循環内で、借入は投資財源のみに充て、経常経費は税収で調達するというものであり、後者は公債残高をGDP比40%以内に抑えるというものである。

こうした財政規律の維持は、経済成長のための環境整備という意義もあったが、労働党が政権に就いても従来のように大增税・「大きな政府」にならなかったことを国民に印象付け、旧来の労働党に対するマイナス・イメージを払拭することに貢献するものであった。労働党がはじめて連続3期政権を担当し続けることができたのも、このような事情が働いたものと考えられる。

このような財政・金融政策の安定した枠組みのなかで、ニューレイバーは大々的な財政スペンディングを行ったのである。

3. 経済成長の要因

ブラウンは2007年3月21日の彼にとって11回目そして最後になった予算演説で、当時の経済状況について要旨つぎのように述べている。雇用・投資は増加し続け、低いインフレ・金利・住宅ローン金利も続いており、われわれは「史上最長の経済的安定と持続する成長」を享受している。

われわれが政権に就く前には、1人あたり国民所得はG7のなかで最低であったが、今ではアメリカに次いで高く、独・伊・仏・加・日を上回っている。イギリス経済は、G7諸国より高い成長を遂げ、今年ユーロ圏・日本より、そしてアメリカさえ上回る高い成長を成し遂げる。

10年前、それ以前何10年と、イギリスのストップ・ゴー経済は慢性的な投資不足、G7中最低の投資によって停滞したが、今日ではG7中最速のビジネス投資を行い（97年以降実質48%の増加）、日・独との生産性ギャップを埋め、アメリカと並んでおり仏の倍になっている。

すべての国が原油・商品価格の高騰に直面し、アメリカではピーク時に4.7%、G7では3.3%のインフレになったが、イギリスでは3%を越えたことがない。97年以降のインフレの平均は1.5%、それ以前10年間平均の半分、であり、「この100年間で最善のインフレ・パフォーマンス」である。

われわれは、公務員給与水準を適切に維持することによって2%のインフレ・ターゲットを達成するだけでなく、低い金利と住宅ローン金利（97年以降、それまでの12年間平均11%の半分）

を維持するであろう。われわれは決して「ブームアンドバスト」に帰ることはないであろう。

ブームアンドバストの終焉でなかったことはその後の事実により明らかであるが、ここで、イギリス史上最善の経済成長の要因を考えてみよう。3つの主因が挙げられる。1つは大規模な財政スペンディングであり、2つは住宅・金融ブームであったことであり、最後に、公共部門でのビジネス・チャンスが拡大したことである。

ニューレイバーは特に2001年の第2期から財政スペンディングを拡大している。これを典型的に示すのが、公共部門の投資純額が前年度比倍増以上の151億ポンド（実質）となっていることである。以降2007年度の311億ポンドまで急増し、以降も2009年度の507億ポンドまで投資純額は増加している。

こうした投資純額の大きな部分はNHS・教育・運輸の分野であり、病院・学校の再建・新設、インフラの整備が進んでいる。

ニューレイバーの下で、公務員数が大幅に増加している。1998-2006年間に公務員は約63万人増加している。その内、医師・看護師等が31万人、教員が24万人、警察官が5万人増加している。医師・看護師・教員の増加は病院・学校の建設と連動しており、経常経費増加の要因でもあった²⁾。

警察官の増加について、注意を喚起しておきたい。これは、2001.9.11後のテロ対策、若者の犯罪の増加にも対処したものであるが、移民の増加にも関係している。2010年総選挙での労働党の敗因の強い要因として、ニューレイバーが移民に寛容すぎるという点が挙げられている（特に低所得層の労働者階級が移民と職を求めて競合する関係にある）。世界一監視カメラが多いとも言われるロンドンの治安対策は、国民の要望に沿ったものではあるが、移民に対して寛容な労働党支持のリベラル派（2005年総選挙ではイラク参戦に反対して労働党の議席数の大きな減少をもたらしたと評されている）からの強い批判もあり、敗北後の労働党にとっては難しい対応を迫られる問題である。

このような、公共投資の増大・公務員の増加が経済成長の強い要因になったことは明らかであろう。世界金融危機後のイギリス経済分析は、金融に依存し過ぎた経済を批判することに急なあまり、経済成長に果たした大規模な財政スペンディングの意義を無視・軽視しがちであるが、財政スペンディングの役割は正當に評価されなければならない。

住宅ブームがこの時期の経済成長に大きな役割を果たしたことは言うまでもなからう。住宅ブーム、リーマン・ショックについてはすでに多くの研究があるので、ここでは、住宅ブームのニューレイバーの住宅政策-持ち家の推進-との関係について指摘しておきたい。

労働党の住宅政策の基本が持ち家政策として具体的に展開されるのは、ニューレイバーが政権に就いてからである。労働党の伝統的な政策であった地方公営住宅重視から持ち家政策に転換した強い要因として、サッチャー政権が、公営住宅売却政策によって、従来労働党の支持者が多かった公営住宅居住者から大量の支持者を獲得した事実が挙げられる。ニューレイバーも公営住宅売

2) Office for National Statistics (2011) Statistical Bulletin:public sector employmentQ12011,Table2.

却政策を継承するのは、単に支持層を奪還しようとの試みではなく、ニューレイバーの中産階級志向政策の現われである。

持ち家政策を公営住宅売却以外の方法で大々的に展開するには、もともとNHS・教育・社会保障等に大量の財源を充てている支出構造のなかでは、財源上の強い制約がある。

ニューレイバーの持ち家政策は、税制上の優遇措置によって補完されているが、基本的には低金利に依存する形で行われた。前述したブラウンの予算演説で低インフレ・低金利・低住宅ローン金利が言及されているのは、この現われである。したがって、低金利構造が破綻すると（リーマン・ショックにみられるように）ニューレイバーの持ち家政策も大きな限界に直面することになる。なお、2003年にユーロの導入を見送った理由の1つとしてイギリスの住宅ローンのEU諸国との違いが挙げられている。

税制上の優遇措置としては相続税の軽減・住宅売却に係わるキャピタル・ゲイン課税の軽減・印紙税の軽減などが挙げられる。注意しなければならないことは、ニューレイバーの下で住宅ローン所得税減税措置が廃止されたことである。住宅政策に逆行し、国際的に見ても異例ではあるが、前保守党政権の下でこの優遇措置の縮小が始まっており、その継続の側面がある。注目しなければならないことは、ニューレイバーはこの所得税優遇措置の廃止による増収を低所得層である年金受給者・子持ち家庭への負担軽減措置であるタックス・クレジットに充てていることである³⁾。政権第1期に最大限の給付を行ったタックス・クレジットの財源の約25%が中産階級向けの優遇措置の廃止によって調達されたことは、ニューレイバーの再分配政策の中心にあったタックス・クレジットの特徴を押さえる場合に注意しなければならない。

低金利に依存した持ち家政策は、ニューレイバーの金融行政と密接に関係している。直截に言えば、低金利を可能にした金融行政である。ロンドンの世界の金融センターのランク付けで、ニューヨークと常に1・2位を争うランクになっている。このランク付けは、金融サービス産業を支える環境（英語を話せる人材の確保、弁護士等法律事務所の確保、所得税・法人税の高さ、規制の程度、インフラの整備等）を考慮して行われるものである。

特に世界金融危機発生後に批判の対象になったのがイギリスの金融規制の甘さであり、ブラウンのCBIでの演説（2005.11.28）がよく引き合いに出される。彼はそこでつぎのように述べている。全政党の政権が100年以上も従ってきたアプローチはもはや時代遅れである。より良いそして正しい現代の規制のあり方はリスク・ベースド・アプローチであり、これは、責任を持つ企業、そこで働く人々、教育のある消費者、そしてあるべき規制－正当性なくして監視をしない、公式フォームに従わせない、情報を求めない、限定された軽い規制－に集中する指導的政府に信頼をおいたものである。金融ビッグ・バンを強力に推進したサッチャー顔負けの規制緩和であり、CBIが大歓迎する規制緩和であり、ニューレイバーの特徴がよく現われたものである⁴⁾。

3) Browne, Phillips (2010) Table 2.1.

4) 金融センターのランク付けは種々の機関で行われている。City of London, Global Financial Centres 7 (March 2010) もその1つである。またブラウンのCBIでの演説はCBIのホームページ等から入手できる。

こうした規制緩和の下で、アメリカではエンロン事件（2001年）後強化された規制のために不可能であった金融業務もロンドンでは可能であったといわれている。そして、こうした金融行政が、サブ・プライム・ローンの膨張、2007年9月のNorthern Rockを皮切りに、イギリス有力金融機関の破綻・国有化の背景にあり、また、ウォールストリートの所得不平等の拡大に反対する1：99%デモのロンドン版が後に展開される背景でもあった。

この時期の経済成長の主因の1つとして、PSI（Public Services Industry）、公共サービス産業の興隆が挙げられる。要するに、公共部門という市場が民間企業（第三セクター含む）に開放され興隆して来たのであり、そこでのビジネス・チャンスが増大したのである。

2008年7月に公表されたBERR（ビジネス・企業・規制改革省）の報告書によると、PSIの売上上げは、1995年度（メイジャー政権期）の420億ポンドから2007年度の790億ポンド（実質値）に増加している。別の指標では、公共サービス（移転的経費を除く経常費および資材の調達）の2003年度に33.6%、2007年度32.6%をPSIが供給している（この報告書の趣旨は、このような減少を拡大の方向にもっていくべきだというものである）。

また、PSIの売上上げは2007年度に450億ポンドの付加価値を生み出し、120万人を超える被用者を雇用している。間接的効果を含めれば、880億ポンドの付加価値、230万の雇用を生み出しており、イギリスのPSIは世界で最も発展している（したがって、サッチャー政権の民営化手法が輸出産業になったように、PSIを輸出産業にしていくべきだ、という意見も出ている）⁵⁾。

PSIはprivatization、民営化という批判を回避するために工夫されたとも言われているが、ニューレイバーのPPP（Public Private Partnership）の推進をよく現わしている。このようなPSIの興隆が、この間の経済成長に貢献していることは明らかであろう。

しかし、こうした大規模な財政スパンディング、住宅ブーム、PSIの興隆によって支えられた経済成長は、2007-2008年にかけて破綻し、ニューレイバーは2010年総選挙の敗北を迎えることになる。

4. 破綻

2007-2008年はニューレイバーにとって政治的・経済的に大きな画期となった。まず、2007年9月のNorthern Rockの取り付けを皮切りに、2008年にかけて同行およびBradford & Bingley, Royal Bank of Scotland Group, Lloyds Banking Groupという金融機関が破綻し、結局国有化されたことである。金融・住宅バブルの崩壊である。

ついで、2007年6月に念願の首相に就任したブラウンではあったが、2007年の秋の総選挙のチャンス-新首相とのいわゆる蜜月期間でもあり、総選挙を行うのならこの時期というのが、政界、マス・メディアの大方の見方であった-を逃し、以降、ブラウンでは選挙に勝てないとするブレア派のブラウン退陣を求める動きが、ブレア派の閣僚の辞任も含めて、何回か公になり、この動きは2010年1月まで続いた。ブラウンと犬猿の仲とも言われたブレア派の人物を閣僚に迎え

5) BERR (2008) Section2.

て両派の関係修復が図られたが、労働党は完全に分裂しているとの印象を国民に強く与えることになった。

ここで、トニー・ブレア：ゴードン・ブラウン問題といわれるニューレイバーの把握にとって厄介な問題について簡単に触れておく。トニー・ブレア：ゴードン・ブラウン問題とは、ブレアが94年に党首に就任するにあたって、ブラウンにいずれは党首・首相の座を譲る、と約束した、していないということに端を発する、両者の首相の座をめぐる個人的確執ではあるが、政策上の対立、ニューレイバーをどのような方向に持って行こうとするのか、についての両者・両派の対立も含意している。ところが、その対立の実態・真相が現時点では明らかになっていない。

ブレアは、『回顧録』で、総選挙の敗北は労働党がニューレイバーでなかったからであると記している（下466頁）。これは、ブラウンがニューレイバーではなかったことを含意している。また、ブレアはブラウンがニューレイバーであったか否かを自ら問い、イエスでありノーであるとも答えている。われわれには、対立の実態が現時点では明らかになっていないので判断に窮するところである。

2人および両派の対立が政府の規模をめぐるものでもあったことは明らかである。特に、ニューレイバーが労働党史上はじめて3期連続政権を担当することになった2005年以降、ブレアは政府の規模が大きく成り過ぎることに危惧を抱き、ブラウン派との調整を2006年に図っているが、ブレアの意図したようには進まなかったようである（下321頁）。この調整における論点が現時点では明らかになっていないので、断定的なことは言えないが、ブレアがニューレイバーでなかったから負けたのだという時、ブラウンが「大きな政府」をもたらしたからである、との含意があることは明らかである。

本稿および続く諸稿では、対立はあったにしろ、実際に政策として具体化したことを基にニューレイバーを判断することにしていく。例えば、ニューレイバーの下でユーロは導入されなかった（ブレアの強い要望にも拘らず）、選択と競争を重視する公共サービス改革が進行した（ブラウンの反対にも拘わらず）タックス・クレジットが多用された（ブレアは賛成でなかった—下338頁—けれど）ニューレイバーは「大きな政府」をもたらした（ブレアの危惧にも拘わらず）等を基に判断することにしていく。

ただ、多くの国民にとっては、ブラウンは旧労働党色の強い人物であると映っていたようである。このような国民の見方に訴えたのが、2005年総選挙での保守党のネガティブ・キャンペーン、Vote Blair, Get Brownである。その含意は、われわれこそブレアの後継者であり、ブレアに投票すれば、ブラウン、「大きな政府」をもたらすブラウンが出て来るぞ、というものであった。

BBCの記者ロビンソンは2010年1月18日のブログで、ブラウンが1月16日（ブラウンひきずり落としの動きが起こった後）の演説で、「かつてあらゆる犠牲を払ってまで避けてきた」「ニューレイバーについて語っている、と記している⁶⁾。ロビンソンも、ブラウンはすくなくともニュー

6) http://www.bbc.co.uk/blogs/nickrobinson/2010/01/middleclass_war.html 2012.9.18active

レイバーではない、と見ていたようである。

そして、2008年4月の所得税増税をめぐる租税反乱（tax revolt）が発生した。これには説明を要する。前述したブラウン最後の予算演説で、彼は法人税減税（基本税率を28%に）所得税減税（基本税率を20%に）を翌2008年度から実施すると発表した。法人税減税を発表した時に58ポイント（FTSE100）、演説の最後に所得税減税を発表した時にさらに2ポイント、結局演説が終了した途端に60ポイント上がったと報じられている。市場の歓迎ぶりが窺える。

ところが、法人税減税・所得税減税のインパクトが強く、注意されなかったのが、2008年度からの所得税最低税率10%の廃止であった。これは10%層の人々にとっては20%への倍増を意味していた。

2008年度になって、所得税増税に対する反発、中産階級のための減税財源が更なる下の階層の負担増で調達されることに対する反発は、労働党の5月地方総選挙での歴史的惨敗、5月以降11月までの庶民院補欠選挙での5連敗を結果する強い原因となった。ニューレイバーの中産階級志向政策の限界を鮮明にするものであった。

こうして、ニューレイバーの限界、2010年総選挙での敗北の兆しは、この頃から見えてきたのである。

5. ニューレイバーと中産階級志向政策

今日のイギリスの政治状況はしばしばセンターの奪い合い、あるいはそこからの落としあいと表現される。その意味は、イギリス主要政党はセンターすなわちミドル・イングランド、中産階級からの支持を獲得するための競争をしているということである。労働党が左派の、保守党が右派の影響力を制御しようとするのはこの中産階級志向政策の現われでもある。保守党党首がわれわれこそブレアの後継者であると表明したり、2005年総選挙でのニューレイバーの選択を強調するキャンペーンに対して、保守党がわれわれの専売特許を奪おうとするものであると非難したりするのも、この現われである。サッチャーが公営住宅売却政策の成功によって従来の労働党支持層を奪ったのが、イギリスの中産階級志向政策の大きな画期となった。

中産階級あるいは中間層・中流層は多くの国で使われるが、その実態は必ずしも明確ではなく、イギリスでは社会階層A（高級管理職等）B（中間管理職等）C1（ホワイトカラー等）C2（熟練労働者）D（非熟練労働者）E（臨時労働者等）のすべてを生活形態から判断して中産階級とすることもあるが、B-C2の階層が想定されることが多い。有権者の5-6割を占めていると言われている。

ブレアの表現を借りれば、「上昇志向の中流下層階級の有権者」（下256頁）であり、「願望、野心、前進と上昇、金儲け、家族にいい暮らしをさせること、子供が自分を越えることが関心事になる」（上106頁）人々である。「上昇志向の労働者階級は中産階級になりたいと強く望んでいる」（上433頁）のであり、「中産階級こそ平均的な労働者になりたいと思い、わが子にならせた目

標だった。」(上107頁) そのような中産階級・上昇志向の強い労働者階級は「本質的に実力主義であって、平等主義ではなかった。彼らは梯子のところまで連れて行ってもらうことは望んだが、そこまで行くと、登るのは自分次第、と考えたのである。」(上107頁)。こうした人々は選択・競争を受け入れるが、「左傾化した知識人」(これはブラウンとその懐刀とも評されるエド・ボールドを念頭に置いたものである)は決して彼らの上昇志向を受けつけないで、選択・競争は本質的に不平等な制度に導くものであり、労働党の「中核的な有権者を犠牲にして、中産階級-歴史的に労働党支持の少数派-にこだわりすぎている」ものと考えている(下195頁)。

このような人々の支持を獲得しようとしたニューレイバーの成果とそれに伴う問題・限界について明らかにしようとするのが、本稿および続く諸稿の目的であるが、本稿では、続く分析の大枠を決めるものとしての国民の負担感による限界について明らかにしたい。ニューレイバーの中産階級志向政策は結局は「大きな政府」をもたらし、国民の負担限度を超えてしまった、ということである。

ブレアは『回顧録』でニューレイバーの成果としてつぎの諸点を挙げている。「200年間で最長の経済成長、250万人の新規雇用創出、医療では治療のための待ち時間が6ヶ月以下になり、教育では水準が全体的に向上し、教育のための歳出は倍増し、刑事司法では犯罪が35%減少した。」(下407頁)。ニューレイバーの成果については評者によって当然異なってくるが、ブレアの評価は客観的に見てほぼ妥当なものと言える。しかし、ここで注目したいのは、このような成果に対する国民の評価が厳しいことである。

労働党の2010年総選挙敗北の原因について、種々の調査が行われている。ある調査(以下、DEMOS調査、2010年5月5-21日実施)では、NHSへの歳出増加の効果に関する質問に対して、全体で55%の回答者が、NHSはこの10年間に種々改善されたが、それに使われた多くの金は無駄であったと回答しており、保守党に投票した者では76%、2005年総選挙で労働党に投票したが10年総選挙では保守党に投票した者では55%が同様の回答であった。そして、今後のNHSに対しては効率化とトップ・ダウンによるコントロールを止めることが最優先の課題であると答えている。この調査の分析者は、保守党支持に変わった人々が、政府の支出は受容できる限度に達しているかそれを越えている、と感じていることに注目している。

別の調査(以下、Policy Network調査、2010年8月26-27日実施)では、歳出の増加は公共サービスを大きく改善することなく、大部分は無駄であったと回答した者が40%、歳出の増加は公共サービスを少しは改善したが、その多くは無駄であったと回答した者が37%であった。また、NHS同様、実質2倍の歳出増をみた教育費に対して、大部分が無駄であったとする者が33%、その多くは無駄であったとする者が32%であった。ニューレイバーの下での歳出増加に対する厳しい見方が大部分であった⁷⁾。

7) 敗因分析については、Darlington, Richard (ed.) (2010), Diamond, Patrick and Radice, Giles (2010) およびLeft Foot Forward <http://leftfootforward.org/2010/08/labour-members-and-public-disagree-on-labours-election-defeat/#comments> 2012.9.18activeを参照。

同様の結果は他の調査でも見られる。長期の社会意識調査で優れた成果を挙げているBritish Social Attitudes²⁹ (2012年版) ではつぎのようになっている。税金と歳出に対する質問に対して、増税してでも歳出を増加すべきであると回答している者は、1998年、ニューレイバー政権誕生の翌年には63%であったが、2004年には49%に落ち込み、2007・08・09年にはそれぞれ42・39・34%に、そして10年には1983年調査以来最低の31%になっている。代わって、税金・歳出ともに現状維持とする者が、2007年に47%と1984年以来はじめて増税・歳出増を上回り、以降2008年50%、2009年55%、2010年56%と増加している⁸⁾。ニューレイバー政権終盤の2008年以降の公共部門の大きさは国民の受容限度を超えていたのである。総選挙にあたって、ブラウンが保守党との対決色を鮮明にするために掲げた投資の労働党：歳出削減の保守党は、民意と大きくかけ離れていたと言わざるを得ないであろう。ましてや所得税の50%への増税は、事情はどうであれ、国民の反発を呼ぶものであったであろう。

公共部門が国民の受容限度を超えて大きく成り過ぎたという認識は、保守党・自由民主党の連立政権が公共部門の歳出水準をGDP比40%くらいに削減しようとするのを労働党も基本的に認めていることから、イギリス主要政党共通の認識である。

ニューレイバー敗北の原因は多々挙げられる－ニューレイバーの経済運営能力に対する失望も強い要因になっている－が、国民の受容限度を超えた「大きな政府」をもたらしたということも、その強い要因であったのである。保守党の掲げるスローガン、Big SocietyはBig Governmentではなく、という意味である。

主な参考文献

BERR (2008) Public Services Industry Review Understanding the Public Services Industry: How big, how good, where next? A review by Dr.DeAnne Julius CBE, Department for Business Enterprise & Regulatory Reform

Blair, Tony (2011) A Journey, ArrowBooks (石塚雅彦訳『ブレア回顧録上・下』日本経済出版社2011年)

Cecar, Sonja (2012) Blatcherim How Much Thatcherism is in Blairism: New Labour's Neoliberal Policies, AV Akademikerverlag

Chote, Robert., Crawford, Rowena., Emmerson, Carl., Tetlow, Gemma. (2010) The Tax Burden Under Labour, IFS

Chote, Robert., Crawford, Rowena., Emmerson, Carl., Tetlow, Gemma. (2010) Public Spending Under Labour, IFS

Darlington, Richard (ed.) (2010) Open Verdict Why Voters Left Labour, Demos

Diamond, Patrick and Radice, Giles (2010) Southern Discomfort Again, Policy Network

Diamond, Patrick and Kenny, Michael (eds.) (2011) Reassessing New Labour : Market, State and Society

8) Park,A.,Clery,E.,Curtice,J.,Phillips,M.,and Utting,D. (eds.) (2012) TableA.1

- under Blair and Brown, Wiley-Blackwell
- Gould, Philip (2011) *The Unfinished Revolution How New Labour Changed British Politics For Ever*, Abacus
- Jenkins, Simon (2007) *Thatcher and Sons A Revolution in Three Acts*, Penguin Books
- Keegan, William (2004) *The Prudence of Mr.Gordon Brown*, John Wiley & Sons
- King, Peter (2010) *Housing Boom and Bust Owneroccupation, government regulation and the credit crunch*, Routledge
- Lee, Simon (2009) *Boom And Bust The Politics and Legacy of Gordon Brown*, A Oneworld Book
- Lowe, Stuart (2011) *The Housing Debate*, The Polity Press
- Park, Alison, Clery, Elizabeth, Curtice, John, Phillips, Miranda, and Utting,David (eds.) (2012) *British Social Attitudes: 29th Report*, NatCen Social Research
- Peston, Robert (2005) *Brown's Britain*, Short Books
- Radice, Giles (1992) *Southern Discomfort*, Fabian Society

転換期におけるコミュニティ交通の展開とその課題

——日立市塙山学区「木曜サロンカー」をめぐる地域住民と交通事業者の協働

齊藤 康 則

1. はじめに——コミュニティ交通の現状をめぐる後発の社会学の問題意識

これまで鉄道・バスをはじめとする公共交通は、地域住民が日常生活を送るうえで重要な役割を果たしてきた。しかし、1960年代のモータリゼーションによる輸送人員の減少とともに営業収入は大幅に減少し、市場メカニズムの補完を目的として欠損補助（赤字補填）などの公的制度が設けられたにもかかわらず¹⁾、過疎地域や地方都市の周辺地域では減便・廃止が相継ぐことになった。そして、この傾向に拍車をかけたのが、2000年代にスタートした運輸行政の規制緩和に他ならない。この規制緩和によって不採算路線からの撤退が自由化された結果、今日では交通不便地域における移動制約者の存在が、「買物難民」（杉田 2008）や「通院弱者」という言葉によって大きくクローズアップされてもいる。

その一方、以上のような公共交通の縮減と並行して注目を集めてきたのが、地域生活を送るうえで大きな影響を受けざるをえない、高齢者や障害者を対象としたコミュニティバスや乗合タクシー、移送サービスの多様な展開である。折からの高齢化の進展もあって、既存の公共交通の減便・廃止によって運転免許を保有していない高齢世代の「買い物や病院の足」が問題化し、それをコミュニティバス等の施策によって地方自治体が補完した格好である。さらに時代が経過する中で、「在来型の公共交通では満たすことのできない地方部の交通ニーズを満たすために……営利的な会社や公共交通部門ではなく、非営利のボランティアによって運営され、コミュニティベースの組織によって提供される」（Gillingwater and Sutton 1995：1-2）。行政主導型でスタートしたコミュニティバスや乗合タクシーの中には、この間の行財政改革の進展などを背景として、住民主導型に転換したものも多く存在する。以上を要約すれば、地方交通の中でも利用者の少ない過疎地域／周辺地域の路線は、交通事業者という「専門処理システム」からボランティア・NPOを担い手とした「相互扶助システム」（倉沢 1977）へ、“旅客を乗せるハコ”の縮小を伴った移行が見られるようになったといえる。

こうした「コミュニティ交通（community transport）」の主流化に前後して、交通経済学・交通工学系の研究者は、国内複数の過疎地域における乗合タクシー／ボランティア輸送の利用状況と制度上の問題点（早川 2004）、過疎地域における社会福祉協議会・NPOなど住民参加による生活交通の実現可能性（辻本・西川 2004）など、数多くの調査研究を残してきた。これらの研究は「交通弱者」問題を解決しようという実践的な意図から出発しており、「HOWの問い」（＝従来の公

1) しかし、運輸行政の規制緩和に前後して、鉄道では1997年に欠損補助が打ち切れ、バスでは2001年に補助対象が複数市町村にまたがる「広域的・幹線的路線」に限定されている。

公共交通とは異なる、新たな移動手段をどのように創出するか?)を第一義としながら、コミュニティ交通に関する制度論(先進事例の紹介と、それが依拠する法制度の整理)を展開したものである。そして、この「HOWの問い」(とその答え)が多くの過疎地域/周辺地域におけるデマンド型乗合タクシー、有償ボランティア輸送の噴出につながり、ひいては規制緩和の流れに対して一定の歯止めをかけることになった、地域公共交通活性化・再生法(2007年)を生み出す原動力ともなった点は論を俟たないだろう。

以上のように、交通経済学・交通工学がコミュニティ交通の「創出の局面」に対して多大な貢献をなしてきたのに対して、この分野において後発の社会学には、幸か不幸か、現在までのところ「交通弱者」問題への直接的な対応が求められる機会は少なく、その調査研究は大きく立ち遅れてきた。少数の例外として、青森県津軽地方における地域内のシビルミニマム路線の維持を目的とした住民参加型のバス運行(田中 1995)、イギリスにおける社会的排除対策の一環でもある非営利組織による輸送サービスの展開(高橋 2001)などを挙げることができるが、これらの研究はコミュニティ交通の「創出の局面」を、あらためて社会学の観点から取りあげた感が強い。

さて、後発の社会学に課されることになるのは、一見回り道にも思われる「WHYの問い」(=なぜ、地域住民はボランティア輸送に取り組もうとしたのか? 交通事業者が乗合タクシー事業に参入したのは、なぜなのか?)を經由しながら、再度「HOWの問い」に赴くことだと思われる。

表1 コミュニティ交通をめぐる1990～2000年代の動き(筆者作成)

	塙山学区の動き	日立市/茨城県の動き	政府の動き
1990	高齢者向け昼食会の開始		
1997	高年齢者サロンの組織化		「規制緩和推進計画」の再改定
1998		高齢者向け茶話会の開始	「新たな規制緩和推進3ヶ年計画」の策定
2000	昼食会・茶話会の「木曜サロン」への再編		「需給調整廃止後の交通運輸政策の基本的な方向について」の発表
2001	体操サロンの拡充		鉄道事業法の改正
2002	「木曜サロンカー」の運行開始		道路運送法の改正
2003	地域住民による移動支援	日立市公共交通のあり方を考える会の設置	「公共交通活性化総合プログラム」のメニュー化
2004		日立電鉄線存続運動への参加	構造改革特区推進本部の設置
2005	交通事業者との協働による	日立電鉄線の廃止	地域再生本部の設置
2006		塙山コミュニティ交通システム検討委員会の設立	公共交通空白地域における乗合タクシー事業の実証実験(日立市坂下地区)
2006	ジャンボタクシー事業の実証実験	「日立市における公共交通維持に関する基本方針」の策定	道路運送法の改正
2007	ジャンボタクシー事業の開始	茨城県交通対策室の設置	「頑張る地方応援プログラム」のメニュー化
2008		日立市公共交通会議の設置	地域公共交通活性化・再生法の制定
		公共交通空白地域における乗合タクシー事業の開始(日立市坂下地区)	
		茨城県公共交通活性化会議の設置	
		パートナーシップ協定方式による路線バス事業の実証実験(日立市諏訪学区)	

こうした「WHYの問い」は、交通不便地域において移動制約者が「買物難民」化し、「通院弱者」化している現状を考えれば、ある意味では自明だと思われるかもしれない。しかし現在、既存の公共交通を代替するかたちでスタートしたコミュニティ交通そのものが、少なくない地域で存続の危機に直面する中で、コミュニティ交通をめぐるテーマも「創出の局面」から「持続の局面」へと大きく転換しつつある。公共交通が空白化し、さらにコミュニティ交通さえ空白化しつつある過疎地域／周辺地域では、今一度「WHYの問い」に立ち帰ることが求められているのである。そうした現状に対して、地域社会のローカリティの記述とその分析（「WHYの問い」とその答え）を得意としてきた社会学こそ、喫緊となったコミュニティ交通の「持続の局面」を探求するうえで、地域社会構造に内在した示唆を与えることができるのではないだろうか。本稿が「WHYの問い」を重視するのは、そうした理由によるものである。

以上のような問題意識を踏まえて本稿が取りあげるのは、地方都市の郊外団地における「高齢者サロンの足」²⁾の創出と持続をめぐる、コミュニティ組織と交通事業者（タクシー会社）の協働のプロセスである。前述のような公共交通の縮減によって主流化したコミュニティ交通ではあったが、しかし2006年に道路運送法が改正された結果、任意団体による有償での移動支援は制度的困難性にも直面している。コミュニティ組織がボランティア的に立ちあげた「高齢者サロンの足」もその例外ではなかった。そこで従来とは異なる移動支援のあり方を求めて、コミュニティ組織は「専門処理システム」である交通事業者との交渉に赴き、利用する高齢者も含めた〈三方一両損〉の協働関係を構築したのである。

本稿は、従来の交通経済学・交通工学系の議論では触れられる機会の少なかった、コミュニティ交通の「創出の局面」から「持続の局面」への展開に焦点を当てながら、コミュニティ組織と交通事業者の相互作用を記述、分析するものである。以下、2～4節では「その十数人のため」という、どちらかと言えばミクロな、少数者の移動支援にこだわり、高齢世代が外出し、サロン活動において仲間と出会うことの実存的意味を問い直してきたコミュニティ組織の「活動の論理」の展開について、5～6節では全国的・地域的なタクシー不況の下、上記の「活動の論理」を承けて〈営利の隙間〉におけるジャンボタクシー事業に取り組む中で、高齢世代との関わりを通して（運転手の）〈人間としての対応〉が掘り起こされてきた交通事業者の「経営の論理」とその変容について考察しよう³⁾。

2. 「活動の論理」(1) —— 高齢者サロン活動の展開、ボランティアな移動支援の起こり

本稿がフィールドとする日立市塙山学区は、1968年から1976年にかけて、市南西部の丘陵地に

2) 地域福祉の主流化に前後して全国的に取り組みれるようになった、高齢者サロンに対する高齢者の送迎ニーズは決して少なくない。京都府内の「ふれあいサロン」の実態調査によれば、「男性の参加が少ない」(34.6%)に次いで多く挙げられる問題点が「送迎の対応ができない」(23.1%)である(地域計画医療研究所 2005)。

3) 本稿は「塙山学区住みよいまちをつくる会」会長N氏・副会長I氏・福祉局長T氏、Tタクシー社長K氏・Ka運転手・Ki運転手・Ko運転手・T運転手、日立市政策審議室政策調査担当K氏(当時)に対するヒアリング調査にもとづいている。ご協力いただいた方々に心より御礼申し上げます。

開発された戸建て住宅団地を中心とし、現在の世帯数は約2,400、人口は約7,400という、日立市では比較的規模の大きな小学校区である。この塙山学区のコミュニティ組織である「塙山学区住みよいまちをつくる会」は1980年の発足以来、一方ではスポーツ大会・季節行事などによって新旧住民の社会関係を形成し、他方では少子高齢化の進展に合わせて高齢者・障害者支援などのイベントを展開しながら⁴⁾、コミュニティ活動を拡大・深化させてきた。今日、その活動領域は防犯・防災、地域福祉、環境整備、生涯学習など多岐にわたっているが、発足以来、行政からの補助金だけに頼ることなく、「手弁当イズム」と呼ばれる自立的な会費制まちづくり（1世帯当たり年間500円の負担）を進めてきた点に特色がある（塙山学区住みよいまちをつくる会 2005, 2010）。

さて、この塙山学区における高齢者サロン活動は、1990年代初期の独居老人・老夫婦世帯の昼食会を源流とするものである。現在のように第1・3木曜日が体操サロン、第2木曜日が茶話会、第4木曜日が昼食会となったのは2001年であり、それぞれ健康づくり推進課、市社会福祉協議会、高齢福祉課からの事業を受託することで、「木曜サロン」が制度化されてきた側面も認められる⁵⁾。コミュニティリーダーは福祉部門の委託事業をテコとして、老後を迎えて息子・娘世帯を頼って来住し、家族以外の社会関係に乏しかった「呼び寄せ高齢者」、PTA活動等を通して形成された社会関係を、子どもの成長・他出とともに希薄化させていった地付きの高齢者にとって、この「木曜サロン」が「昔の縁側に見られた隣近所の関係を作り出していく」（N会長ヒアリング）場所となるように考えたのである。それ以来、毎週開催されてきた「木曜サロン」は、常時40～50名の参加者を集めながら、今日に至っている。

そうした「木曜サロン」活動の中で、あるときコミュニティリーダーは「足が痛くてね、もう来られない」という高齢者の声を耳にすることになった。

あるお年寄りの「足が痛くてね、もう来られない」という独り言のような呟きがキッカケだった。問題意識がなければ「ああそう」で終わっていたかもしれない。しかし、近い将来このような人が必ず増える。いずれ行くわが道でもある。さっそく何か始めようということになった。そこで、毎週の「木曜サロン」に参加する高齢者を、ボランティアの自家用車で自宅付近と塙山コミセンの往復送迎する活動をスタートさせた。（帯刀他 2008：27）

4) 塙山学区の高齢化率は1998年の11.4%に対して、10年後の2008年には19.7%まで上昇しており、団塊世代の一斉退職によって高齢者の生活支援の喫緊性が増しつつある。

5) 事業の受託による制度化は「木曜サロン」メニューの多様化と同時に、対象者の〈線引き〉というアンビヴァレンスをもたらす。その結果、体操サロンの場合には「要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者」に対象者が限定されるのである。これに対して、コミュニティリーダーは「あるおばあちゃんは毎週参加できるのに、別のおばあちゃんは1週目しか参加できないとか、やっぱり人間関係おかしくしちゃう……事業の対象者を規制緩和して、誰でも参加できるようにする一方で、食べたり飲んだりするお金は、本人も出そうね」（I副会長ヒアリング）というように補助金と自己負担を組み合わせ、対抗的に、高齢者サロン活動の運営計画を打ち立てる。このエピソードの背後にある「福祉は線引きをしてはダメ」（T福祉局長ヒアリング）という実践知こそが、「参加者が歩いて行ける場所」という〈原則論〉をカッコに入れた、高齢者サロン活動へ参加しつづけるためのジャンボタクシー事業を生み出したといえよう。

塙山学区は丘陵地を切り開いて造成された住宅団地であり、サロンに参加する高齢者は地域交流センター（コミュニティセンター）の行き帰りに急な坂道を歩かなければならない。コミュニティリーダーは「足が痛くてね、もう来られない」という声を通して、高齢世代にとって、この地形的条件の厳しさが参加の障壁ともなりうる可能性に気づかされたといえる。さらにリーダー層には、これとは別様の公共交通をめぐる「問題意識」もあった。「いずれ行くわが道」という言葉に象徴されるように、日中時間帯に最寄りのJR駅へ向かう路線バスが2～3時間に1本まで減便されたことが、サロン参加者より若い世代（50～60代）にとっても将来的な外出の困難性として、危機感をもって把握されたのである。ここにおいて、サロン参加者の「足」の確保は「ああそう」で終わることなく、コミュニティ組織が解決すべき共通課題になったといえる。

そこで、「木曜サロン」参加者のうち会員登録した高齢者を対象として、自宅と地域交流センターの間を送迎する「木曜サロンカー」（当初は「木曜タクシー」と命名）が運行をはじめることになった。その担い手は学区内の「リスタートはなやま」（定年退職者男性のグループ）と「塙山学区住みよいまちをつくる会」福祉局のメンバーが中心であり、送迎上の安全対策としてドライバーには任意保険への加入を、「塙山学区住みよいまちをつくる会」には傷害保険（利用者）、ボランティア保険（ドライバー）への加入を、それぞれ義務づけている。当初「木曜サロンカー」の利用は無償であったが、コミュニティ組織側では保険料、ドライバー側ではガソリン代が必要となることから、約1年が経過した時点で有償ボランティア方式へと移行している（利用者から片道100円を徴収し、運転手に500円を費用弁償として支給）。

3. 「活動の論理」(2)——ボランティアの限界、行政の〈線引き〉〈原則論〉〈縦割り〉

だが、住民ボランティアを担い手とした移動支援は、程なくして2つの壁にぶつかることになる。一つは、高齢者が車を降りる際に生じたケガと、それによるボランティア自身の心理的負担感である。事故後、「送迎サービス補償制度」によってケガへの金銭的補償はなされたものの、支援する側には「あのおばあちゃんにケガをさせてしまった、っていう思いが残る」（N会長ヒアリング）。このボランティアの女性も、しばらくの間、コミュニティ活動に来ることができなくなったという。また、他のボランティアからも「自分たちはもう、ドライバーをやりたくない」という声が聞かれたという。この出来事をキッカケとして、コミュニティリーダーは「移送のためのボランティアは、やっぱり無理をしていたのかもしれない」（N会長ヒアリング）というように、それまでのボランティアな移動支援のあり方を問い直すようになった。

もう一つの壁は運輸行政と福祉行政のグレーゾーンの「規格化（normalization）」⁶⁾である。2002年以來の「構造改革特区」における「福祉有償運送」「過疎地有償運送」の社会実験を踏ま

6) この「規格化」について、森反章夫は戦後住宅政策を例として、「当該のノルムに関する要素集合の多様性を捕捉し、分類し、配列し直す社会的技術」（森反 2005：67）と説明する。本稿が「規格化」によって焦点化するのは、高齢者・障害者の外出・移動を手助けするさまざまな支援活動・事業が、運輸当局によって捕捉され、その担い手が法人格を有するか否かによって分類され、それによって適法性のコードが配列されたという側面である。

えて道路運送法が改正された結果（2006年）、NPO法人や社会福祉法人など、法人格を有する団体を担い手とした白ナンバー車両による有償運送が「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」（道路運送法第80条）として合法化された反面（規制緩和）、コミュニティ組織など任意団体は閉め出されることになったのである（再規制）。こうした規制緩和と再規制の両面にわたる「規制の流動化（regulation flux）」（Ayers and Braithwaite 1992）の結果、埴山学区のような任意団体による有償輸送は、たとえガソリン代程度でも制度的に困難なものとならざるをえない。

以上の壁にぶつかったコミュニティリーダーは、「木曜サロンカー」の持続に向けて公的支援を要請したものの、この段階ではそのニーズが行政需要化されることはなかった。その背景として、次のような3つの「行政の論理」を指摘することができる。一つは企画部門における、公共交通空白地帯／不便地帯という「日上市公共交通のあり方を考える会」（審議会）の提言を踏まえた〈線引き〉である。公共交通空白地帯では費用と責任の分担を含めた官民協働を条件として、シビルミニマムの意味合いから「地域公共交通」（乗合タクシー）が政策化されたものの、「政策審議室は、どのように空白地帯に交通システムを導入するかっていう思いだけで……既存のバス路線が走ってる地域については、『住民は、まだそんなに困ってないはずだ』と、緊急性を認めてないんだよね」（I副会長ヒアリング）。

もう一つは福祉部門における、「参加者が歩いていける場所」（全国社会福祉協議会地域福祉部編 2006:2）という「ふれあい・いきいきサロン」の〈原則論〉である。介護保険制度の改正（2006年）とともに「地域支援事業」が創設され、高齢者サロン活動は介護予防の意味合いを帯びるようになったが、そこには「そこに行かなきゃいけない人たちのための方策」（N会長ヒアリング）が盛り込まれてはいなかった。「社協は、積極的にサービスまでして、参加者を増やそうという強い思いはないからね……高齢福祉課だって、全然、公共交通について考えるのは自分のところだと思ってないから」（I副会長ヒアリング）。

そして、企画部門と福祉部門の〈縦割り〉にとまなう「総合的な見地からのコミュニティ交通」[「トータルな公共交通という観点」（I副会長ヒアリング）の不在である。いみじくも行政職員が「『木曜サロンカー』が『誰でも乗れる』ということになれば、行政の交通部門として、話に乗ることができるんだけど」（政策審議室K職員ヒアリング）と言うように⁷⁾、企画部門が取り組む「地域公共交通」（乗合タクシー）と福祉部門が手がける福祉交通（スペシャル・トランスポート・サービスなどdoor-to-door型の移送サービス。身体障害者などを対象とする）のあいだには、やはり大きな隙間が残されている。

4. 「活動の論理」(3) —— ミッションの再確認と〈三方一両損〉による協働の仕組みづくり

以上のように、事故の発生によるボランティアの心理的負担感、法制度の改正によるボランティ

7) ここには〈公平性〉をめぐる問題が伏在していよう。大森彌は、行政活動では問題化せざるをえないパーソナルな（＝不公平な、偏った）対応が可能である点に、民間活動の意義を見い出している。「公平性の原則に立たなければならない行政は、高齢者の個別の事情に個別に、つまり偏って応ずることができない……こうした公平原則に縛られない民間活動は、相手との関係に私情を入れ、偏った扱いをしてもさしつかえない。むしろ、そのほうが、高齢者の尊厳や自立支援に直接結びつくかもしれないのである」（大森 2004: 163）。

ア有償運送の制度的困難性、さらに自治体当局による公的支援の不可能性（〈線引き〉・〈原則論〉・〈縦割り〉）に直面したコミュニティリーダーは、あらためて「住みよいまちをつくる」という組織のミッションを確認せざるをえなくなった。

そこを切って捨てることは簡単なんです。今の十数人に対して「今まで通りにはできないからね」って……ただ、そういう風にして外出できなくなる状況を、この「住みよいまちをつくる会」がやって良いかどうか、ってことになるじゃないですか。「住みよさ」ってどういうことっていうと、その十数人のための仕掛けに、真剣にリーダーが向かえるかどうか、ってことだと思うんですよ……そういうきめの細かいことを、一つずつ積み上げていくっていうのが、私たちの「住みよいまちをつくる会」だと思うんです。（N会長ヒアリング）

一見「切って捨てることは簡単」な「その十数人のための仕掛け」に向き合うことは、高齢世代にとってのサロン活動にとどまらず、彼ら／彼女らの生きがいとは何かを、「住みよいまちをつくる」という原点に戻りながら問い直すことでもあった⁸⁾。なぜ、現状不可能になった移動支援のあり方を再検討してまで、高齢者がサロン活動に参加できる環境を作らなければいけないのか。それはリーダー間で何度も繰り返された問いであったという。

ここに来れば、みんなに会える。行く場所があるっていうことが、お年寄りの生きがいになるわけです。明日行けると思ったら、キレイにしたり、何着て行こうって思うじゃないですか。そのことが大切なんですよ。たった一人の足が確保されることが、どんなに波及効果を持っているか。（N会長ヒアリング）

高齢者サロンは、第一義的には健康体操や茶話会、食事会などのプログラムを通して閉じこもりを予防する機会であるが、それ以前に「みんなの中に出ていくことが大事です」「みんなの顔を見て、楽しい話ができてとても嬉しいです」（「住みよいまちをつくる会」297号）という感想に見られるように、「声をかけられてニコッとしたり、話ができたり、笑顔を取り戻していく」「居場所」（N会長ヒアリング）だと考えられている⁹⁾。さらに、その「居場所」に現われる前の段階には、「明日行ける」という思いから（サロンの開催に合わせて）自らの生活をスケジュール化

8) 佐藤恵は、阪神・淡路大震災の障害者支援ボランティアに即して、「障害者問題へのこだわり」という原点が活動の中で再確認・再解釈されるプロセスを「ミッションの再帰性」という点から考察している（佐藤2002）。

9) アーレントの言葉を借りれば、高齢者サロンとは、人間関係の再構築を通して、私に対して他者が現われ、他者に対して私が現われ、私と他者の応答関係が（再）形成される「現われの空間（the space of appearance）」（Arendt 1958=1994）だといえる。なお、アーレントの「現われの空間」は、原義的には、言論と活動を通して人びとが「誰（who）」として「現われる（appear）」、討議的＝闘技的な政治空間を意味している。一方、本稿では、それまで自分とは異なる生命＝生活過程を送ってきた複数の人びとが、高齢者サロン活動を「介在物（in-between）」として、コミュニケーション関係を（再）形成していく側面に焦点を当てるかたちで、この「現われの空間」を（脱・政治的に）転釈している。

したり、「キレイにしたり、何着て行こうって思う」ことで「朝からバタバタする」「ソワソワする」(N会長ヒアリング) ような、「自分自身との相互作用」(船津 1976) のプロセスも含まれていよう。このように「家から一歩出ることが大きなこと、重要なこと」(T福祉局長ヒアリング) であり、衰えゆく高齢者の生命=生活過程への「波及効果を持っている」からこそ、「その十数人のため」の移動支援は「サブシステム(人間生活の自立と自存)」(Illich 1981=1982) の基盤として、「切って捨てること」ができないのである。

そこで、高齢者サロン(の参加機会)に「垣根を作らない」(N会長ヒアリング) ことを目標として、埜山学区の移動支援のスキームは「相互扶助システム」から「専門処理システム」との協働へ、大きく様変わりすることになる¹⁰⁾。コミュニティリーダーは学識経験者、タクシー会社、さらには市政策審議室(企画部門)・保健福祉部(福祉部門)・社会福祉協議会も加えた「埜山コミュニティ交通システム検討委員会」を組織化し、「コミュニティが縦割りを横に紡いでいく」(I副会長ヒアリング)。学区内でのアンケート調査や先進地の視察調査を踏まえて出された提案が、ジャンボタクシーの借り上げによる移動支援の事業化(ジャンボタクシー事業)であった。

しかし、タクシー会社を活用する場合、従来よりも多くの費用がかかることは言うまでもない。そこで必要となったのが〈三方一両損〉¹¹⁾ と言われる新たな仕組みづくりである。それは「困っている人の痛みを分かち」(N会長ヒアリング) ための、関係者どうしの「共苦」(越智 1982) 的な協働の技法でもあった。

〈三方一両損〉的なシステムにする必要があると思うんです。事業者はそれで稼ぎ出せるというよりは、トントン、あるいは他のものを組み合わせて、少し黒字になるような感じ。お年寄りも、今まで100円だった利用料が値上がりするかもしれない。われわれコミュニティも、事務局を担ったり、お年寄りの乗り降りを手伝わなきゃいけない。最初のスタートは、誰もがちょっとずつ損をしながらじゃないと、無理でしょ。(N会長ヒアリング)

この〈三方一両損〉の「三方」のうちタクシー会社の「一両損」とは、「タクシーの料金を下げることはできないので、その分を広告料として出してもらった」(N会長ヒアリング) とされる「広告料」(約7万円)の拠出である。この「広告料」によって利用者一人当たりの負担増を抑えることが可能となる一方、タクシー会社にとっては学区内の高齢者世帯向けに発行される「埜

10) もちろんコミュニティ組織をNPO法人化することによる、移動支援の継続も考えられよう。しかし、日上市内の全23学区のうち1つのコミュニティ組織だけが、シングルイシューをめぐるNPO化することは、現実的な選択肢ではなかったといえる。

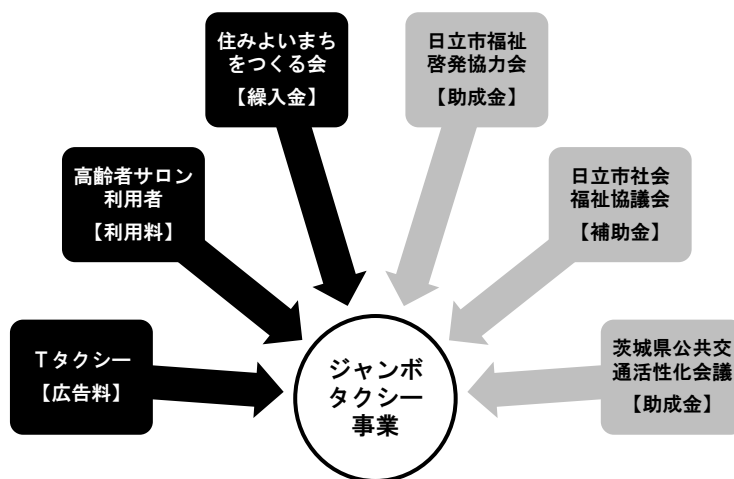
11) 三方一両損は落語の1つである。左官の金太郎が財布を拾うと、そこには書き付けと印鑑、そして3両が入っていた。金太郎は書き付けの内容から、財布の落とし主が大工の吉五郎であることを知り、彼に届けようとする。だが、吉五郎は金太郎に「もう3両は俺のものではない。持って帰れ」と言うばかり。そこで両者はケンカとなり、大家が仲裁したものの収まらず、結局、奉行所へ訴え出ることになる。それに対して、大岡越前は「私がこの3両を預かり、両者に褒美として2両ずつ与える」という裁定を下したとされる。金太郎がそのまま拾っておけば3両、吉五郎がそのまま受け取れば3両、大岡越前がそのまま預かれば3両となるところ、大岡越前が1両を拠出することで金太郎と吉五郎に2両ずつ分配したという大岡裁きが、三方一両損の由来である。

山ふくしかわら版」に自社の宣伝・広告が掲載されることになる。

次に、利用する高齢者の「一両損」はタクシーの活用ともなう「利用料」の値上げ（100円から200円へ）である。有償ボランティア方式と同一の料金体系では事業を継続できないため、利用者からも100円の負担増を求めることになったのである。それまでの「手弁当イズム」の浸透もあって、利用者から大きな反対の声はあがらなかったものの、「100円でできなくなったからといって、やめないで欲しい。200円でも300円でも良いんだから」という声の一方では、「決まったお金で生活しているから……トータル500円玉1枚でおさまる範囲じゃないと」（利用者ヒアリング）という切実な声も聞かれる。

そして、コミュニティ組織の「一両損」は同組織の一般会計からの「繰入金」（5万円）の充当をはじめ、福祉局ボランティアによる乗降介助、会員登録した高齢者とタクシー会社の調整機能（前日の利用確認）などである（後に述べるような補助金、助成金を獲得するための他団体との交渉も、コミュニティ組織の「一両損」に含めることができるだろう）。

図1 ジャンボタクシー事業のスキーム（筆者作成）



だが、タクシー会社、利用する高齢者、コミュニティ組織の三者だけが「ちょっとずつ損をしながら」費用を負担しつづける構造は、中長期的に考えた場合に安定的・確実的なシステムとは言えないだろう。そこで「塙山学区住みよいまちをつくる会」は、行政であれ民間であれ、複数のチャンネルに働きかけ、「その十数人のため」の移動支援という「活動の論理」を浸透させることによって、「日立福祉啓発協力会」（中小企業経営者団体）の助成金（3万円、2005年）、日立市社会福祉協議会の補助金（15万円、2006年～）¹²⁾、茨城県公共交通活性化会議の「公共交通利

12) いったん拒絶された福祉部門からの公的支援を確保できた背景として、市議会の承認が必要な、市保健福祉部からのダイレクトな予算措置ではなく、外郭団体である市社会福祉協議会を介した迂回的な、そして小規模な財政支援であった点が挙げられよう。

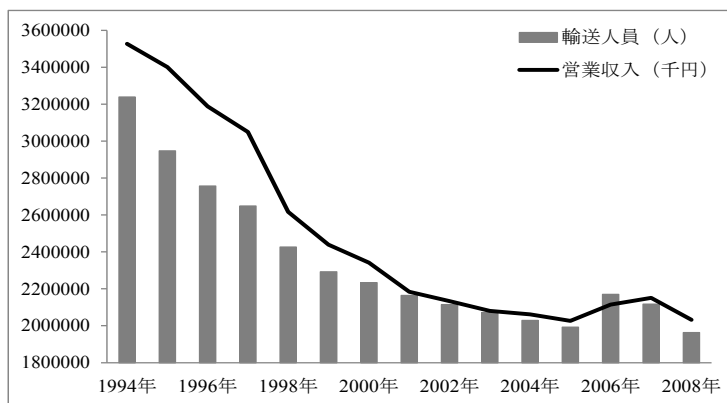
用促進助成事業」補助金（5万円，2008年）など，小規模な活動資源を獲得することになる。

このように，塙山学区のジャンボタクシー事業に見られる〈三方一両損〉の協働は，「塙山学区住みよいまちをつくる会」・Tタクシー・利用する高齢者という「三方」を「現実的（actual）」メンバー，「日立福祉啓発協力会」・日立市社会福祉協議会・茨城県公共交通活性化会議などを「四方」「五方」の「潜在的（potential）」メンバーとして¹³⁾，「行政・民間企業・ボランティアそれぞれの部門に含まれる多様な主体が，ダイナミックに連携」（玉野 2006:146）するための「仕掛け」である。そして「市は全面的にお金を出すんじゃなくて，サポートする，バックを固める」（N会長ヒアリング）とされるように¹⁴⁾，コミュニティ組織・交通事業者・利用する高齢者の「三方」が主体的に財（繰入金・広告料・利用料）を出し合いながら，「四方」「五方」と目されたメンバーが（撤退，縮小の可能性を残しつつも）「三方」を補完することによって，「100円でできなくなったからといって，やめない」ためのサステナブルな仕組みを作り出しているのである。

5. 「経営の論理」(1) ——構造的なタクシー不況，〈営利の隙間〉における事業化

それでは，なぜタクシー会社（Tタクシー）¹⁵⁾は「広告料」の拠出等によって料金をディスカウントしてまで，ジャンボタクシー事業に取り組むようになったのか。その「経営の論理」について，全国的な状況と特殊・日立的な状況の2点を手がかりとして考えてみよう。

図2 日立市におけるタクシー事業者の輸送実績¹⁶⁾



13) 「現実的」「潜在的」についてはオフエの「共同体の循環（cooperation circle）」論を参考にしている。「共同体の循環の構想が含意するのは，可能なかぎり多くの現実的，潜在的メンバーが多種多様な活動に対して頻繁に生産的貢献をおこない，手軽なコスト，満足のいく品質でニーズを充足する機会を生み出すことである」（Offe 1992：200）。

14) 「四方」「五方」のメンバーが「三方」のメンバーを／の「サポートする，バックを固める」構造には，行政による下請け化・包摂化とはベクトルを異にした，活動主体となる市民社会領域に対する「補完性の原理（the principle of subsidiarity）」の一端が認められよう。「より小さな共同体・組織が，自らの目的を達成できないときには，大きな集団には介入の義務さえ生じ，その介入を補完的な程度に限定する」（遠藤 2003：258）。

15) Tタクシーは1959年の創業以来，日立市南部を中心として営業を展開しており，運転手34名，車両36台を擁する中規模の事業者（有限会社）である。

16) 茨城県ハイヤー協会「市郡別輸送実績」（年度別）のデータによる。

まず挙げられるのが、規制緩和以降のタクシー業界を取りまく経営環境の悪化である。道路運送法が改正され（2002年）、タクシーについても需給調整規制が廃止、価格規制が緩和された結果、新規事業者の参入や既存事業者の増車によって、都市部を中心としてタクシーの供給過剰が引き起こされたことは、周知の通りである。「会社を運営していくには、ある程度の売り上げがないと、会社になっていかない……そういう点で、今度は増車になってくる。1台当たりの売り上げが下がってもいいから、会社の売り上げを維持したい、と。車は増えるわ、運転手の給与は下がるわ、それが規制緩和以降の現実問題」（K社長ヒアリング）¹⁷⁾。しかし、そうした状況の中で「将来の部分も考えて、新しい業態に取り組まなければ、という思い」（K社長ヒアリング）も、あわせて抱いてきたという。

しかし、それ以上に打撃となったのが企業城下町・日立のローカルティに他ならない。バブル経済崩壊以後、日立地域では工場閉鎖や人員削減が相継ぎ（帯刀編 1993）、首都圏までの長距離区間を乗車するような「上客」としての企業関係者が次第に減っていったのである。その結果、Tタクシーの旅客輸送量の「一番のピークは平成元年。それから5～6年ぐらいまでは若干ずつ下がって、それ以降ガクッと下がってしまった」（K社長ヒアリング）。その一方、高齢化の一層の進展によって通院などにタクシーを利用する高齢者の割合も徐々に増え、運転手の間には「顧客は老人である」「老人を大切にしよう」という意識が醸成されていったという。

だが、営利を旨とするタクシー会社にとって、乗合方式にして運賃の抑制を図ることは、やはり利潤機会の縮小につながりかねない問題でもある。ジャンボタクシー事業のスタートにあたって、そこには、どのような経営上の前提条件が存在したのだろうか。

昼間の時間帯だったら、運転手も同意してくれるだろう、って……やっぱりタクシー業は朝と夜ですね。朝は病院通い、ですからお客さんというのは、老人なんです。夜になると今度は飲み屋さん、お酒飲んだ人が相手。その2つに分かれてくる……使ってくれるお客さんは、（お酒を飲んだ人以外には）もう年寄りしかいないもんですから、同じお客さんだって、そういうのもある。（K社長ヒアリング）

まず「昼間の時間帯だったら、運転手も同意してくれる」という点に注目したい。タクシー会社にとって朝は病院通いの高齢者、夜は居酒屋帰りのサラリーマンの利用が多く、売り上げの多い繁忙時間帯である。それに対して、ジャンボタクシー事業は朝と晩という〈営利の隙間〉である、昼間の時間帯に設定されている。また、事前に利用予約が入っていることによって、駅前スペースで乗客を待つといった無駄を省くこともできるだろう。だからこそ、短期的な売り上げへ

17) こうした競争傾向は、タクシー適正化・活性化法の制定（2009年）によって若干の改善を見せているものの、パイの奪い合いは今なお多くの地域で続いている。この間の事業者の経営状況、運転手の労働・生活の実態については川村雅則（2004）を参照のこと。なお、日立市を含めた「茨城県北交通圏」も、2010年4月から3ヶ年度の間、供給過剰の改善に向けて地域協議会を組織化し、地域計画を策定すべき「特定地域」に指定されている。

のこだわりを一旦カッコに入れて、ジャンボタクシー事業に取り組むことが可能となるのである。

もう一つの条件は「使ってくれるお客さんは……同じお客さん」とされる点である。タクシーの利用は高齢世代にとってdoor-to-doorの利便性の一方で、料金が「安くならないと色々きつくなる」(K社長ヒアリング)。そこで病院通いの乗客もジャンボタクシー事業の乗客も、広い意味での利用者層として見れば同じ地域の高齢者、「同じお客さん」ではないかと考え、言わば地域貢献的な意味合いを持たせながら「乗合タクシーにして1人の料金を安くする方法」(「第5回ひたち未来シンポジウム」資料)を取り入れたのである。

6. 「経営の論理」(2) —— 〈職能としての対応〉の拡張, 〈人間としての対応〉の醸成

以上のような「経営の論理」に基づきスタートしたジャンボタクシー事業によって、送迎時に高齢者と直に接するタクシー運転手にも、〈職能としての対応〉の拡張と〈人間としての対応〉の醸成という2つの側面に変容がもたらされることになった。

図3 ジャンボタクシーの乗降の様子 (筆者撮影)



まず〈職能としての対応〉の拡張である。タクシー運転手の職能は「安全性, 安心度, 迅速性, 快適性ならびにリーズナブルな運賃水準」(安倍・待鳥 2005: 46) という5つの要件を満たしながら、乗客を、その意思表示にしたがって目的地まで移送することに置かれているが、ジャンボタクシー事業の場合には運動神経が衰えつつある高齢者の身体状況に合わせて、次のように「安全性の要件」が強化されることになる。

メーターかかっていると近道しなくちゃいけないんですが、老人が乗ってるジャンボタクシーの場合、メーター入ってませんから、6号国道は横切らずに、遠回りしても信号のほうを通るようにしてますね。国道を横切ると、かなり危ない面がありますし……その分、距離は出ますよ。でも、やっぱり安全性のほうを強く持っていく。(K_a運転手ヒアリング)

この辺りは道が狭いので、ジャンボタクシーを止めるのは対向車が来ないところ。停留所が無いだけに注意が必要ですね……M団地の道路は道が細くて、スピードを出せない。デコボコしてるところもあるんで、できるだけ平らな真ん中のほうを、ゆっくり走るように心がけてます。(K₁運転手ヒアリング)

信号のある道を走る、スピードを出さないといった「安全性の要件」の強化は、日常的な業務における〈職能としての対応〉の延長上にあると同時に、すべての利用者に当てはまる「マニュアル化」可能な実践でもある。だが、運転手の職能変容はこうした〈職能としての対応〉の拡張に止まるものではない。それは、場合によっては「安全性の要件」に抵触さえするような、「安心度の要件」と「快適性の要件」をめぐる「個に応じた」実践を含むものであった。

この人は“手押し車”を近くに置かなきゃなんない、というように、人それぞれを覚えておく必要がありますね。その人その人のクセがあって、その人が安心するような環境づくりが必要ですから。(K₀運転手ヒアリング)

“踏み台”を出すのと怒る人がいるんだよね。だから、どの人に出して、どの人に出さないか、覚えておかなきゃなんない。“踏み台”を出さない人の場合は、先に降りていって外からドアを開けて、手を差し出すようにしてます。やっぱり年を取ると、若いところを見せたいんだよね。(K₄運転手ヒアリング)

前者のケースでは、使い慣れた手押し車を高齢者の手近に置くことで、ジャンボタクシーという別空間にあっても安心できる環境を創出しようとしていることがわかる。一方、後者のケースでは、確かに踏み台を出すことで安全性を高められるものの、「若いところを見せたい」気持ちに配慮した方がその人自身は快く過ごせるのではないかと、という運転手の判断がある。それゆえ敢えて踏み台を出すことなく、手を差しのべる程度のサポートに徹することになる。いずれも「人それぞれ」「その人その人」(の安心度、快適性)に照準した「個に応じた」実践、〈人間としての対応〉(の醸成)と表現できる支援論であろう。

こうした〈人間としての対応〉はさらに進んで、高齢者の支援ネットワーク的な意味合いを帯びたものへと展開してゆく。

Yさんは、前日は来ると言っていたはずなんだけど……認知症が始まりつつあるのかもしれないな。顔色や話の雰囲気から、利用者さんの体調や様子が分かることもあるんですよ。(K₁運転手ヒアリング)

姿が見えないときは、玄関先まで行って、休みかどうか確認するようにしてます。鍵がカ

かっているかどうかを確認して、いるようであれば声をかけて、話をするようにね……やっぱり、ある程度顔見知りになってくると、特に一人暮らしの人は、様子が気になるんですね。その意味で、運転手同士も、コミセンとも、情報交換が重要になってきます。(K。運転手ヒアリング)

送迎の合間に気づかれる「利用者さんの体調や様子」「(姿が見えない)一人暮らしの人(の様子)」は、運転手同士の申し送り事項になるとともに、「塙山学区住みよいまちをつくる会」にも伝えられ、場合によっては「コミュニティケア会議」の検討材料になることもあるという。それまで「乗客」というカテゴリーで捉えられてきた人びとが「人それぞれ」「その人その人」として析出され、さらに「体調や様子」(の異変)が感受されるようになった背景には、「お客様を見る場合に、自分のお袋のような見方をして、大事にしなきゃいけないとか、そんな感じがあります」(T運転手ヒアリング)。

こうした〈人間としての対応〉の背後にある運転手の「翻身(alternation)」(Berger and Luckmann 1967=1977)¹⁸⁾を、コミュニティリーダーは「ドライバーさんもお年寄りと関わる機会がいっぱいあって、自分が掘り起こされる」(N会長ヒアリング)と考察しているが、ここで運転手が「掘り起こされ(た)」のは、自らの職能をめぐる問い直し(のきっかけ)に他ならない。「人それぞれ」の高齢者と出会い、「その人その人」と関わる中で、従来のタクシー運転手の範囲を超えると同時に、(乗客の移送という)その労働の根底に存するような「自分に固有の仕事(Eigenarbeit)」(Illich 1981=1982)が見い出されてきたのである。

だが、以上のような踏み台と手押し車のケースにおける「個に応じた」実践、高齢者の支援ネットワークの一翼化に見られる〈人間としての対応〉は、『木曜サロンカー』のような高齢者の移動支援の場合にはお金だけではないと思うけど、普段の仕事ではやっぱり生活あります」(K。運転手ヒアリング)とされるように、通常業務の範囲へと全面展開されているのではない。「水揚げ」(売り上げ)が重要視される「普段の仕事」と「高齢者の移動支援」(ジャンボタクシー事業)は業務上、峻別されているのである。また、高齢世代への〈人間としての対応〉も、「アパートの4階から抱っこして降ろしてくることなんて……65になって定年になった人(注:再雇用のドライバー)にはできっこない」(K社長ヒアリング)とされるように、(介護タクシーのような)無限定的なケアを含意しているわけではない。

Tタクシーの支援論は〈職能としての対応〉の拡張だけでなく、「個に応じた」実践、高齢者の支援ネットワークの一翼化といった〈人間としての対応〉を含むものであるが、それは市場経済の〈営利の隙間〉に置かれたジャンボタクシー事業において、いつとき成立するものだといえ

18) バーガー＝luckmanによれば、「翻身」は「従来の慣例的な構造の暴露と破壊」を伴う「主観的現実の根本的变化」(Berger and Luckmann 1967=1977:265)だとされる。高齢者との出会い、個別的な関わりによって、運転手はそれまでの乗客観を「自分のお袋のような見方」へと変容させてきたが、注意しなければならないのは、「翻身」の結果である〈人間としての対応〉は、後述のように〈営利の隙間〉に限定された実践であり、無限定的なケアを含意しているのではない点である。

る。しかしながら、こうした「(営利) 事業の活動化」(=営利事業と非営利活動の相互作用の結果としての、事業者の半営利化)の「いつか」性を、われわれは過小評価すべきではないだろう¹⁹⁾。本稿のケースに即して言えば、隙間の時間帯に限定された実践であるがゆえに経営者、運転手とも動機づけが強く、そのことが逆説的ながらも〈三方一両損〉という構造、さらには「高齢者サロンの足」の中期的なサステナビリティをもたらしているからである。

7. おわりに

これまで論じてきたように、「埴山学区住みよいまちをつくる会」による「木曜サロンカー」は、高齢世代の「居場所」である高齢者サロンに歩いて来ることの難くなった「その十数人」が参加しつづけられるようにするために、(有償) ボランティア方式ではじめられた「相互扶助システム」であった。だが、ほどなくして事故の発生によるボランティアの心理的負担感、道路運送法の改正にともなう有償運送の困難化といった壁にぶつかってしまう。こうした「ボランティアの限界」に直面しても、なお「その十数人」の「足」を「切って捨てる」ことなく持続するために、コミュニティ組織は「専門処理システム」(交通事業者)との協働によって事業化(ジャンボタクシー事業)を図ったのである。そこでの協働の技法は、コミュニティ組織・タクシー会社・利用する高齢者の「三方」が財(繰入金・広告料・利用料)を出し合う〈三方一両損〉を主体としながら、それを公共部門からの時限的、小規模な財政支援によって補完する点を特徴とするものであった。

同時に付け加えなければならないのは、この〈三方一両損〉による協働には、「(営利) 事業の活動化」と呼びうるようなモメント——「人それぞれ」「その人その人」に照準した「個に応じた」実践、支援ネットワークの一翼化に見られる〈人間としての対応〉——が、部分的ながらも看取される点である。「その十数人のため」にこだわるコミュニティ組織の「活動の論理」との接触によって、タクシー会社の利潤動機の中には〈営利の隙間〉が見い出され、その〈営利の隙間〉の只中で、今度は高齢世代との関わりを通して運転手の労働観に「自分に固有の仕事」の意識が掘り起こされるというように、時間的・空間的な限定性を有しながらも、このジャンボタクシー事業をめぐる市民社会領域と市場経済が相互作用してきたのである。

生命=生活過程を支援するエコノミーは従来、コミュニティビジネス論や社会的企業論の系譜から、社会的領域における「活動の事業化」という観点で捉えられることが多かったといえる。しかし、それとはベクトルを異にした市場経済の「事業の活動化」による支援のエコノミーの形成も、同時に、重要な契機となりつつあるのではないか。議論としては不十分であるが、この点

19) これまで社会学は、〈営利の隙間〉における「(営利) 事業の活動化」の可能性について、十分な議論を展開してこなかったように思われる。その理由として、NGO/NPOを担い手とする市民事業が「もう一つの経済」として市場経済とは異なる領域に措定されてきたこと、「事業の活動化」の担い手となるであろう職能集団論が積極的に探求されなかったことが挙げられる。「組織化された職業または同業組合が公共生活の本質的器官」(Durkheim 1893=1989: 61)とするデュルケーム中間集団論の可能性を、地域福祉の一層の展開、大震災からの復旧・復興が求められる現代的視座から再検討する必要がある。

を实践 - 理論的なファインディングとして提示し、さらなる考察を積み重ねていきたい。

*

さて今日、塙山学区のジャンボタクシー事業は団地内の商店街の相継ぐ閉店によって「高齢者サロンの足」から「買い物の足」への展開を見せている。周辺の大店への月1回の「買い物ツアー」（参加費700円）において、参加者は、「自分の目で見て、自分の足で買う……仲間たちと一緒に『ああでもない、こうでもない』と買い物ができる」（N会長ヒアリング）。もちろん塙山学区のジャンボタクシー事業は、交通不便地域における路線バスの隙間を補完する「高齢者サロンの足」「買い物の足」という点から言えば、目的地についても対象者についても、限定的な役割を果たしているに過ぎない。だが、それは高齢者の「足」を確保するだけでなく、「高齢者サロン」や「買い物」との組み合わせによって、高齢世代の「生」の全体性（＝自己の存在の維持、他者との関係の（再）形成）も視野に入れているのである。

そして、路線バスの廃止などによって、将来的にこのエリアの公共交通が「空白化」した場合には、このジャンボタクシー事業こそがコミュニティ交通の中核を担うことになるだろう。その際には、たとえば市民自身の主体的計画によって運行をはじめた「醍醐コミュニティバス」²⁰（京都市）のケースのように、周辺地域の商業施設・医療機関など（の〈営利の隙間〉）にも「活動の論理」を浸透させ、中規模の活動資源を引き出しにくることによって、「高齢者サロンの足」「買い物の足」をコミュニティ交通へと拡大・展開することができるかどうか——地方都市の郊外団地という急激な少子高齢化に直面している条件不利地域において、あらためてコミュニティ組織のガバナンスが問われることになるだろう。

参考文献

- Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*, The University of Chicago Press. (=志水速雄訳, 1994, 『人間の条件』筑摩書房.)
- Ayers, Ian and John Braithwaite, 1992, *Responsive Regulation: Transcending the Deregulation Debate*, Oxford University Press.
- Berger, Peter L. and Thomas Luckmann, 1966, *The Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Anchor. (=山口節郎訳, 1977, 『日常世界の構成——アイデンティティと社会の弁証法』新曜社.)
- Durkheim, Émile, 1893, *De La Division du Travail Social*. (=井伊玄太郎訳, 1989, 『社会分業論(上)』講談社.)
- 遠藤 乾, 2003, 「日本における補完性原理の可能性——重層的なガバナンスの概念化をめぐる」山口二郎・山崎幹根・遠藤乾編『グローバル化時代の地方ガバナンス』岩波書店, 251-274.
- 船津 衛, 1976, 『シンボリック相互作用論』恒星社厚生閣.
- Gillingwater, David and John Sutton, 1995, *Community Transport: Policy, Planning, Practice*,

20) 「醍醐コミュニティバス」ホームページを参照 (<http://www16.ocn.ne.jp/~daigobus/>).

Routledge.

- 塙山学区住みよいまちをつくる会, 2005, 『塙山25才のコミュニティ——塙山学区住みよいまちをつくる会25周年記念誌』.
- 塙山学区住みよいまちをつくる会, 2010, 『未来へ——塙山学区住みよいまちをつくる会30周年記念誌』.
- 早川伸二, 2004, 「ルーラルエリアにおける非在来型輸送サービスの現状と課題——デマンド型乗合タクシーと自家用車によるボランティア輸送を中心に」『交通学研究』48: 71-80.
- Ilich, Ivan, 1981, *Shadow Work*, Marion Boyars. (=玉野井芳郎・栗原彬訳, 1982, 『シャドウ・ワーク——生活のあり方を問う』岩波書店.)
- 川村雅則, 2005, 「不況と規制緩和のもとでのタクシー運転手の状態——個人タクシー運転手の就業・生活・安全衛生」『北海学園大学 開発論集』76: 111-149.
- 倉沢 進, 1977, 「生活の社会化」高橋勇悦編『テキストブック社会学 5 地域社会』有斐閣, 27-37.
- 森反章夫, 2005, 「街づくりとローカル・ガバナンス」『地域社会学会年報』17: 67-90.
- Offe, Claus and Rolf G. Heinz, 1992, *Beyond Employment: Time, Work, and the Informal Economy*, Polity Press.
- 大森 彌, 2004, 「身近な公共空間」西尾勝・小林正弥・金泰昌編『公共哲学 11 自治から考える公共性』東京大学出版会, 155-179.
- 越智 昇, 1982, 「コミュニティ経験の思想化」奥田道大・大森 彌・越智 昇・金子 勇・梶田孝道編, 『コミュニティの社会設計——新しい《まちづくり》の思想』有斐閣, 135-177.
- 佐藤 恵, 2002, 「障害者支援ボランティアにおけるミッションの再帰性と『支え合い』の技法」『社会学評論』53(2): 247-261.
- 杉田 聡, 2008, 『買物難民——もうひとつの高齢者問題』大月書店.
- 高橋万由美, 2001, 「イギリスにおけるコミュニティ・トランスポートの沿革と制度」『社会福祉学』41 (2): 95-105.
- 玉野和志, 2006, 「90年代以降の分権改革と地域ガバナンス」岩崎信彦・矢澤澄子監修『地域社会学講座 3 地域社会の政策とガバナンス』東信堂, 135-153.
- 帯刀 治編, 1993, 『企業城下町日立の「リストラ」』東信堂.
- 帯刀 治・山田 稔・齊藤康則・伊藤智毅・西村ミチ江・篠原陸美・相原正夫, 2008, 「日立電鉄線存廃問題と地域社会(下)——存続運動が日立・常陸太田地域に投げかけたもの」『茨城大学地域総合研究所年報』41: 23-42.
- 田中重好, 1995, 「地方圏における公共交通の危機と対応策——青森県津軽地方を事例として」『地域社会学会年報』7: 169-206.
- 地域計画医療研究所, 2005, 『NIRA研究報告書 地域福祉計画と小地域福祉交流サロンの可能性』.
- 辻本勝久・西川一弘, 2004, 「過疎地域における住民参加型公共生活交通の実現に向けた課題——和歌山県本宮町をフィールドとして」『交通学研究』48: 111-120.
- 全国社会福祉協議会地域福祉部編, 2006, 「多様化し地域に根づく『ふれあいいきいきサロン』」『NORMA』

199 : 2-4.

※本稿は平成23年度「財団法人ユニバーサル財団」研究助成による研究成果の一部である。

公共選択から立憲的政治経済学へ

—J.M.Buchanan の苦悩と挑戦—

関 谷 登

はじめに

今日、James Buchananが公共選択（*Public Choice*）の基礎を築き、その後の発展に中心的役割を果たしてきたことに異議を唱えるものはいないであろう。その功績は、1986年のノーベル経済学賞受賞によって確固たるものとして社会的に認知されることとなった。しかし、そこに至る過程で彼は多くの挫折と苦難を経験することになるが、ノーベル賞受賞後の研究活動も含めおそらくつねに彼を悩ませてきたもっとも大きな問題は、彼が研究者として発表した初期の論文以来、とくにフルブライト研究資金を得てイタリアで財政学の古典を研究するなかでKnut Wicksellの論文と出会って以来¹⁾、彼が一貫して依拠してきた経済学の方法論と正統派経済学及び公共選択の方法論との整合性をいかにして維持できるか、ということであったと思われる。

筆者にとって詳細は不明であるが、Buchananと当初から公共選択を率いてきたGordon Tullockとの関係も含め、彼が一貫性を貫くために多くの試練に直面したであろうことは想像に難くない。結局、Buchananは、二度にわたって正統派に挑戦し、当時の経済学者が想定もしていなかった領域において経済学の応用を試みたのである。つまり、最初は、政治の経済分析として、政治学及び経済学の伝統への挑戦であり²⁾、二度目は、ある意味で公共選択それ自体への挑戦である。最初の挑戦は、Buchananが本格的に研究生活に踏み出した時期であり、また少数とはいえ共通の問題意識をもった優れた同僚との共同作業ということもあり、試練を乗り越え、結果的にはおそらく予想を超える成功を取めたといえるが³⁾、二度目の挑戦は、長い間暖めてきたアイデアの当然の帰結とはいえ、正統派経済学への挑戦だけではなく公共選択それ自体への挑戦という側面を含んでおり、Buchananの提唱する“立憲的政治経済学”（*Constitutional Political*

1) Buchananは、Wicksell (1896) の主張のなかに公共選択アプローチの基本的要素が含まれていたとして、公共選択理論のもっとも重要な先駆者と位置づけている。また彼は、最近出版した著書(Buchanan [2007]) のなかでつぎのように述べている。「Knut Wicksellとイタリアの研究者が、長年保持されてきた遺産によって、私の仲間の大部分が受け継いできた遺産を見捨てるよう私を導いた。」(Buchanan [2007] p.91)

2) 一部論者は、Buchananらの試みを“経済学帝国主義”と呼び、その有効性を疑問視した。

3) 当初粗末な装丁で発行された『公共選択』（第3号までは『非市場的意思決定』（*Non-market Decision Making*）として発行されていた）は、いまや年間の掲載論文数で世界有数の専門誌にまで成長した。また、歴代の公共選択学会の会長であったVernon Smith及びElinor Ostromがそれぞれ2002年、2009年にノーベル賞を受賞している。

Economy)⁴⁾ の受容にはなお大きな壁が立ちはだかっていると云っても過言ではないであろう。

Buchananと公共選択との関わり及び公共選択論者としての彼の立ち位置は以上のように要約できると筆者は認識しているが、おそらく多くの経済学者、とくに公共選択に馴染みのない研究者は、この筆者の認識にかなりの違和感を抱くのではないかと想像される。なぜなら、彼らは、公共選択は単純に政治の経済分析であり、そこで用いられる経済学の分析道具は、正統派（新古典派）経済学と共通しており、立憲的政治経済学も公共選択の延長上にあると考えられていると思われるからである。もしこうした筆者の理解に一定の真実が含まれているとすれば、たとえわずかでもそうした認識の差を埋める必要があることはいうまでもないが、認識の差の原因は、Buchananの方法論についての分かり難さにあると筆者は考える。そこで、この小論では、まずBuchananの経済学者としての経歴を手短かに振り返り（第1章）、その方法論的特徴を明らかにし（第2章）、さらに、市場秩序の理解におけるオーストリア学派との共通性を指摘し（第3章）、立憲的枠組みの再構築の必要性和構築に当たっての課題を論じ（第4章）、最後に経済学者の役割と責任に触れて結びとしたい（第5章）。こうした作業をとおしてBuchananが唱導する立憲的政治経済学についての理解を深めることが、本論の目的である。

第1章 公共選択の展開とBuchananの果たした役割

次章ではBuchananの方法論を中心に論じることとするが、立憲的政治経済学に連なる彼のアイデアがどのように醸成されていったのかを知る上でも有益であると思われるので、ここでは彼の研究者としての経歴に触れておきたい⁵⁾。

Buchananが、1957年CharlottesvilleのUniversity of VirginiaでG.Warren Nutterらと立ち上げた公共選択研究センター（Thomas Jefferson Center for Studies in Political Economy and Social Philosophy）は、当時の経済学の支配的影響力に挑戦する意図を持って設立された研究所であり、当初Ronald Coase, Leland Yeager, F.A.Hayek, Frank Knight, Duncan Blackなど当時の蒼々たる学者・研究者を教授、講師陣として迎え、多くの優れた人材を輩出し大成功を収めた。

Gordon Tullockは、1958年に博士号取得後の研究員としてセンターに来た。BuchananとTullockの共同の成果であり、ヴァージニア学派政治経済学のもっともよく知られた業績とされる『合意の計算』（*The Calculus of Consent*）は、主として1959-60年に書かれた。彼らは、『合意の計算』を書き上げた時点では、政府の権力に明確な制約を課す‘抑制と均衡’（Checks and Balances）というアメリカの憲法体系に民主主義の理想型をみていた。

しかし、不幸にも大学当局はセンターの成功を評価しないばかりか、当時の社会的・政治的ムー

4) Buchananは、立憲的政治経済学という用語を初めて使ったのは、R.B.Mckenzieであるとした上で、次のように述べている。「周知の学問的基礎の上に偶然“立憲的”という形容詞を付け加えたことによって、Mckenzieは、30年にわたって存在していた公共選択という学問分野の不可欠ではあるが明確に区別しうる部分としてすでに現れていた研究プログラムを確認し、他と区別するために必要とされる一連の考えを提供した。」（Buchanan [1991] 邦訳p.2）

5) Buchananの経歴、研究歴及び生い立ちなどは、Buchanan（1992）（2005）（2007）に詳しいが、本章では主としてMeadowcroft（2011）を参照した。

ドを反映して、政府に対し懐疑的で、立憲的秩序を過度に強調するセンターの政治的動機に関心を向けるようになり、Buchananや彼の仲間が理想的と考えるモデルと時代の風潮との距離は広がっていった。そして結局、大学当局の圧力により、センターの主要なメンバーが他の機関への転出を余儀なくされ、1967年、Gordon Tullockは政治学及び経済学教授としてRice Universityに、1年後、BuchananはUCLAへ、そして1967年、Warren Nutterはニクソン大統領のスタッフとしてセンターを離れることとなった。

経済学の分野において卓越し、高度な水準を誇っていたUCLAであったが、Buchananは、すぐに個人的にはその移動が失敗であったことに気づかされることになる。当時UCLAは、ベトナムへのアメリカの介入及びアフリカ系アメリカ人に対する差別への反対運動の拠点となっており、好むと好まざるとに拘わらず、騒乱のただなかに置かれることになる。Buchananは、これらの問題に対する自らの立場を明確に表明している訳ではないが、ベトナムへの介入については憲法上の根拠に疑問を抱き、人種差別反対運動についてはアフリカ系アメリカ人の権利を擁護する立場を示唆している。こうした状況のなかで、Buchananは、学生の抗議活動に安易に同調する同僚たちや明確なルールに基づき秩序を回復させる能力を欠いている大学当局へ不信感を募らせていくことになる⁶⁾。

これらの出来事は、Buchananの研究にも甚大な影響を与えることになる。上述したように、『合意の計算』はアメリカの政治システムを擁護する立場で書かれているが、Buchananにとって、1960年代後半の出来事は、そのシステムが根本的に、また深刻なレベルで失敗していることを示しているように思われた。つまり、政府は、憲法によって制限された範囲を逸脱した政策を実行し、法の支配を守るというもっとも基本的な義務を行使していないように思われた。協調と相互性によって可能となる“秩序あるアナーキー” (ordered anarchy) によって支えられる市民社会の制度が、激動の10年間に深刻な打撃を受けたと受けとめられた。Buchananが、60年代初めに抱いていたアメリカの政治システムに対する楽観主義は悲観主義へと180度転換する。彼は、この間に経験した学問以外の喧噪を逃れ、自らの研究の継続が可能な新天地を求めることになる。幸運にも、1968年、Gordon Tullockが、BlacksbergのVirginia Polytechnic Instituteで公共選択研究センター (Center for Study of Public Choice) として公共選択センター (Public Choice Centre) を再構築していたため、Virginiaに戻る機会が生まれた。1969年、Buchananは、そこで彼の以前の仲間に加わるためUCLAを離れた。

後のBuchananの回想によれば⁷⁾、このBlacksbergに研究拠点を果たしたことが、公共選択のその後の発展に決定的な役割を果たしたという。それは、1つには、センターと学部とが分離され、センターに所属する研究者は、学部教育に煩わされることなく、もっぱら研究活動に専念することができたこと、2つには、Tullockの尽力で研究所として利用できるようになった建物は、それ

6) 当時のアメリカの大学における混乱した状況について、Buchananは後にNicos E.Devletglouと共に *Academia in Anarchy* (1971) を著している。しかし、なぜか本書は全集に収録されていない。

7) Buchanan (1992)(2005)、またPitt (2004)などを参照。

まで学長の住宅として用いられていたが、キャンパスから離れた場所に位置する瀟洒なコロニアル形式の邸宅で、個室の他に仲間同士で自由に議論できる快適な空間が用意されていたこと、による。研究者同士の議論をとおし、お互いに刺激し合い、研究活動を活性化するという手法は、これ以後今日にいたるまで継続することになる。

BlacksbergでのBuchananの関心は、当時のアメリカの騒々しい社会環境に対応して、大きく転換することになる。Charlottesvilleでの彼の関心は、Kenneth Arrowの一般不可能性定理をどう受けとめるかという観点から、民主的意思決定過程が多様な選好を調整し集合的結果を生み出す方法に焦点が当てられていたが、ここでの彼の関心は、『合意の計算』での関心事であった既存の安定的社会秩序の意味を問うことよりも、より根本的問題、アナーキーから安定的秩序がどのように形成されるかに向かっていた。このBuchananの研究を大きく進展させる上で決定的な役割を担ったのが、ほぼ同時期にセンターに加わったWinston C. Bushであった。若き研究者であったBushは、Buchananと関心を共有していただけではなく、センターでのワークショップを組織し、アナーキーを主題とした研究を促進する上で中心的役割を果たした。そこでの成果は、後にTullockによってまとめられ、『アナーキー理論の探求』(*Explorations in the Theory of Anarchy*, 1972)及び『アナーキー理論の更なる探求』(*Further Explorations in the Theory of Anarchy*, 1974)としてセンターから出版された。

センターでの活動が軌道に乗り始めた1973年、悲劇が起こった。Bushが、交通事故により33歳の若さでなくなり、公共選択センターの研究活動に深刻な打撃を与えた。しかし、Bushが組織したアナーキーの研究及びその主題に関するBushの独創的な論文は、Buchananの研究に多大な刺激を与え、彼のもっとも重要な研究成果のひとつである『自由の限界』(*The Limits of Liberty: Between Anarchy and Leviathan*)として結実する。これは、1975年に出版され、Bushに捧げられた。

『自由の限界』は、経済学、政治学、社会哲学及び政治哲学を横断する内容を含み、社会秩序の基礎及び合意によるアナーキーから国家への道筋を探求した成果であった。同時期に公刊されたTullockの著書『社会的ディレンマ』(*The Social Dilemma*, 1974)も同様の関心から書かれたものであり、アナーキーに関するセミナーから生まれたということができる。

こうして、Buchananは、Blacksbergの公共選択センターで研究上実り豊かな時間を手に入れることができたが、1980年代初めに、Virginia Techの経営側とセンターとの間に新たな緊張が生まれた。Buchananによれば、ここでの緊張はCharlottesvilleで明らかになったイデオロギー上の対立ではなく、大学当局が経済学プログラムの重点を公共選択センターから主流派経済学に移す決定をしたことによって生じたという。しかし今回は、このニュースを知った多くの大学がセンターを新しい場所に移すよう働きかけを開始した。その結果、1982年、当時学部長であったKaren I. Vaughnが交渉役となり、FairfaxにあるGeorge Mason Universityに公共選択センターを移すことに成功した。George Mason Universityは、1957年、University of Virginiaの一部門として設立され、1972年に独立の組織となった。George Mason Universityは、比較的短期間に、

経済学を含む多くの分野で世界をリードする学問的拠点となった。Buchananにとっても、アメリカの建国者たちともっとも密接な関係を持つVirginiaに研究拠点を据えることは、彼らの知的企てにとってもっとも相応しい場所に思えた。

1986年10月16日早朝、Buchananは、ストックホルムからの電話でノーベル賞受賞の知らせを受けた。言うまでもなく、ノーベル賞の受賞は、Buchananの生活を一変させた。Buchananは、名前を知るひともし少ない大学の、余り知られていないアカデミックの世界から一気に国際的知名度を手に入れることになる。世界中から、講演、セミナーなどの依頼が舞い込んだ。しかし、Buchananの研究への意欲はその後も衰えず、2002年、Liberty Fundから20巻の著作集が公刊された後も、恐ろしいほどの研究成果を発表し続けている。

以上がBuchananのこれまでの研究の履歴の概要である。具体的な研究成果についてはほんの一部にしか触れていないが、Buchananの関心及び研究内容は、その出発点から主流派経済学とは大きく異なっていたことは明らかである。それが方法論の違いから生じていることは言うまでもないが、その方法論が正統派経済学の立場とは大きくかけ離れているために、ノーベル賞を含めBuchananに対する社会的評価とは裏腹に、彼の経済学への理解は決してBuchanan自身にとって満足のいく状況には至っていないように思われる。次章では、彼の方法論に焦点を当てることにしよう。

第2章 Buchananの政治経済学—方法論的・規範的個人主義と主観主義—

すでに紹介したように、Buchananの業績のなかでもっとも注目された著書の1つである『自由の限界』(*The Limits of Liberty*)は、アナーキー状態から合意に基づく社会契約によって国家が形成されるとしても、一方で“統治されることのパラドックス”、“処罰のディレンマ”、“リヴァイアサンの脅威”に直面するという“ディレンマ”にどのように立ち向かうことができるか、を論じた労作である。換言すれば、立憲的民主主義という枠組みのなかで、1960年代のアメリカで彼が経験した“立憲的アナーキー”(constitutional anarchy)がどのように現れることになったのかについての“診断”を主目的とした書物であり、『合意の計算』と対をなす位置にあるといえるであろう。つまり、『合意の計算』が既存の立憲的秩序を正統化する論拠を提示することになるのに対し、『自由の限界』は、既存の立憲的秩序が(個人の自由に対する)脅威となる可能性に力点が置かれている⁸⁾。しかし、これら2つの代表的著書が、まさに立憲的政治経済学の中心テーマを正面から論じたものであり、Buchananの問題意識及び分析対象が一貫して個人(の自由)と国家の関係、すなわち“立憲的秩序”(constitutional order)にあったことは明らかである。

このように、Buchananがこの2つの著書によって論証しようとした内容は対極にあるが、これらが一貫した立場で貫かれていることは言うまでもない。それは、方法論的・規範的個人主

8) 2つの著書の副題が、それぞれの内容を端的に表現している。つまり、『合意の計算』の副題は、「立憲的民主主義の論理的基礎」であるのに対し、『自由の限界』の副題は、「自由とリヴァイアサンの間」である。

義である⁹⁾。通常、Buchananの議論がとりあげられる場合、“方法論的”個人主義という立場が強調されるが、彼の分析・診断が“規範的”個人主義に基づいていることは明らかである。ここでは、個人は単に分析の出発点として位置づけられているだけではなく、“望ましき”の評価の主体として位置づけられている。その結果、Buchananの個人主義は、急進的主観主義と同義となる。このBuchananの立場が、新古典派経済学、合理的選択理論、公共選択への批判へと導き、立憲的政治経済学へと導くことになるのである。つまり、Buchananの個人主義＝主観主義＝契約主義＝民主主義からすれば、経済学は、新古典派経済学や合理的選択理論のような“選択の科学”ではありえず、“交換の科学”もしくは“catallactics”¹⁰⁾とならざるをえず、ひとびとの相互依存関係こそが経済学の対象となり得るのである。そこで、Buchananの方法論の特徴とそこから導かれる経済学者の役割について、Buchanan自身の言葉を借りながら確認することにしよう。

まず彼の方法論的個人主義は、つぎのような認識から出発する。

「個人だけが選択をする。そして個人だけが行動する。どんな社会的相互作用の過程の理解も、その過程に参加するひとびとの選択行動の分析に基づかなければならない。社会的相互作用において、予想されもしくは観察される結果は、個人によってなされるそれぞれの選択に還元されなければならない。」¹¹⁾

きわめて単純明快な主張であり、このような認識に立てば、社会、政府あるいは企業の行動は、いずれも個人の代理人としてのみ理解でき、超越的な「公益」「社会的厚生」もしくは「共同善」について語ることは誤りであるということになる。つまり、Buchananの研究はすべて、社会を構成する個人の観点から社会を理解することだけが可能であるという彼の確信から導かれる。それゆえ、参加する個人に分析を還元することなしに、階級、国家、社会の選択あるいは行動について研究しようとすることは、社会科学者としてのテストを通過しないとさえ主張する¹²⁾。

9) Buchananの方法論に対する批判の1つは、この点にある。つまり、Buchananは事実と規範を混同しているという批判である。彼はそうした批判につぎのように応える。「私は、私の研究のある部分において、事実と価値、実証と規範とを区別していない、…と非難されてきた。…しかし、規範的意味が引き出されるとすれば、それらは事実上、選択された知覚上の枠組みから導かれるのであり、そうでなければ得られないであろう。」Buchanan (1991) 邦訳p.21.

10) catallaxyとは、所有権、不法行為、契約に関する法の下で、ひとびとの相互作用が作り出す自生的秩序のことであり、Catallacticsとは、それらを研究する学問を指す。

11) Buchanan (2001) p.56.

12) Buchanan (2001) p.67. Buchananの方法論的個人主義を巡る混乱の一つは、合理的選択の‘合理的’(rational)が意味する内容に関連する。彼は、この点について、つぎのように述べている。「(立憲的政治経済学の)ハードコアの構成要素としての方法論的個人主義に付随するのが、合理的選択の仮定であり、それは経済学におけるあらゆる研究プログラムが共有する仮定である。自立的個人が想定されるだけではない。この個人は、観察される行動に合理的という特質を帰することができるくらい秩序だったやり方で選択肢の間から選ぶことができると想定される。立憲的経済学では、合理的選択能力は、そのなかで継続的に選択が行われる制約を選択する能力を含むように拡張される…合理性の中心的教養は、…個人が(自分自身にとって)より多くの“望ましい”ものを選択し、…より少ない“望ましくない”ものを選択するということを述べているにすぎない。何らかの外部の観察者によって測定されるかのように、合理性が個人の経済的利益に従って選択を指図するということを要求してはいない。」Buchanan (1991) 邦訳pp.17-8.

つまり、方法論的個人主義の立場に立てば、「公共の利益」とか「社会的厚生」といったものは個人から離れてそもそも存在しないのであるから、たとえば、政治家が「公共の利益」について語るとき、彼らは実際には、自分たちが「公共の利益」と信じているなんらかの個人的、主観的認識を基に自分たちが「望ましい」と考えるなにかを追求しているにすぎない。つまり、彼らは、どんな行動が公共の利益と合致しているかを確実には知り得ないという理由で、自分自身の利益を追求していると言わざるを得ない¹³⁾。

以上がBuchananの方法論的個人主義の基本的立場であるとすれば、そこで想定されている個人は、互いに孤立して生活し、他のひとびとや外部の世界から隔離された存在ではないことは明らかである。Buchananによれば、分析の対象となる個人は、四次元の世界のなかに位置づけられなければならない。つまり、ひとびとは、特定の場所、特定の時間において生活しているという意味で、個々人はそれぞれ特定の社会的文脈に位置づけられなければならない。それゆえ、個々人の価値は、特定の制度的枠組みのなかで、お互いの相互作用の文脈のなかで位置づけられ、個々人の価値がそのまま分析の出発点となる。そこでの個々人の行動が、原子 (atom) のように外部の変化に単純に反応するだけの主体ではないことは明らかであり、それこそがまさに主観主義の認識そのものである。この点が、後に述べるように、形式的には方法論的個人主義の立場に立つ新古典派ミクロ経済学と決定的に異なる点であり、経済学及び経済学者の役割に関して大きく意見を異にする理由はここにある。

さらに、Buchananが社会を構成するひとりひとりを分析の出発点として位置づける理由は、彼の倫理的立場から導かれる。それは、個人はひとりひとり常に他のひとびとの手段としてではなく、目的として扱われなければならないというカントの道徳的格言であり、Buchananにとって国家と個人の間を論じるときの大前提となる。

「民主的価値は、個々人が人間の究極の倫理的単位であり、ひとびとは手段としてではなく、厳密に目的として扱われ、いかなる超越的、超個人的規範も存在しないという基本的カント的思考に基礎を置かなければならない。」¹⁴⁾

以上のBuchananの方法論を前提とすれば、経済学は独立した個々人の相互依存関係の核をなす‘交換’を分析の対象とすべきであるという彼の主張は当然の帰結といえるであろう。

「われわれの主題は、中心としては、‘交換の科学’である。…経済学者は、自分たちの学問分野を交換の科学もしくは“catallactics”もしくは“共生の科学” (symbiotics) と見なすべきであり、人間活動の特殊な形態に注意を集中すべきである。」¹⁵⁾

13) Buchanan (1975) 第6章及びMeadowcroft (2011) 第1章参照。

14) Buchanan (2000) p.37.

15) Buchanan (1964) p.217.

さらに、Buchananはこうした主張の延長として、経済学は‘もの’と‘ひと’との関係を分析対象とする‘資源配分の理論’ではなく、ひととひととの関係を対象とする‘市場の理論’を中心に置くべきであるという。

こうしたBuchananの主張は、彼の主観主義の立場から導かれ、主観主義の立場からすれば、“選択の論理”はありうるが“選択の科学”は成立し得ないという。つまり、主観主義の立場では、個々人の選択は当然のこととして、個々人の主観的評価に基づくものであって、予め彼らの選択行動を予測することはできない。換言すれば、個々人がどのような選択をしようが、彼らの決定がすべてであって、選択の時点で初めて彼らの行動を確認することができるにすぎない。こうした主観主義の立場に対し、主流派経済学はまさに“選択の科学”の典型と考えられているが、Buchananによれば、それは単に計算問題を解いているにすぎず、彼の定義する経済学の範疇には入らない。彼は、その理由をつぎのように説明する¹⁶⁾。

新古典派ミクロ経済学の教科書的パラダイムでは、(1)生産される財・サービスに対する市場参加者の内的評価、つまり選好もしくは効用関数、(2)財・サービスの生産に用いられる資源賦存量、そして(3)資源を財・サービスに変換する技術、の存在が前提となっている。この設定では、経済問題(Robbins [1932])は、経済的価値の最大値を達成するように諸用途間に希少資源を配分する問題となる。そして、理想化された競争市場は、すべての潜在的価値を実現するよう作用し、そのモデルには新しい価値のいかなる創造の可能性も存在しない。

このような環境もしくは仮定の下では、何が起こるかについて疑問の余地はない。また、解決すべき問題もしくは解についての不確実性は存在しない。問題の認識、達成すべき目的、用いるべき手段の決定から選択の実現まで、あらゆることが事前に知られている。つまり、すべてのことが事前に決定され、予測されており、個人の行動、決定は、純粋に機械的なものとなる。個々人は、技術的、計算上の問題を解決しようとしているにすぎない。換言すれば、個々人にとって問題は存在せず、コンピューターや機械が人間に代わって最適解をみつけてくれる。確実性の世界では、実際に選択が存在するとしても、コンピューターがすべての選択を代行してくれる。

つまり、新古典派経済学が想定する世界には、“純粋な選択”(genuine choice)は存在しない。少なくとも、そこでの選択には、経済学者が関心をもつべき種類の選択は存在しない。これらは、経済学者にとっての問題ではなく、科学者、エンジニアもしくは数学者にとっての問題である。それゆえ、Robbins以来経済学者が行ってきたように、予測可能な行動の一形態として人間の選択を分析しようとするならば、経済学者は、自分たちの学問分野をコンピューター科学、もしくは応用数学、あるいは管理科学に転換することになる。そうなれば彼らはもはや経済学者ではなく、応用数学者もしくは社会工学者となる。

16) Buchanan (1969)(1991)(2002)は、急進的主観主義者の立場から、新古典派経済学の方法論を批判し、個々人の創造力を発揮させる仕組みとしての市場の意味と立憲的枠組みの重要性を論じている。以下の議論は、これらの論文を参照している。

Buchananは新古典派経済学をこのように批判した上で、対照的に、経済学者が分析すべきことがら、彼らの学問の主題は、事前に決定され得ない選択、つまり、予測できず、コンピューターでは扱えない選択、すなわち、個人が不確実性の世界で初めて直面する純粋な選択にあるという。より正確に言えば、経済学者が分析すべき状況は、個々人が互いに相互作用を営むときに現れるそれであって、経済学者の研究対象は、社会組織としての経済、すなわち、別々に選択する主体間の相互作用である。そして、これらが経済学の主題に入る唯一の状況であって、人間行動、つまり、人間の選択の独自の共生的側面は、彼らが‘もの’と対峙したときではなく、フライデーが島に上陸したとき、個々人が自由に契約する単位として、交換し、取引するとき、他の個人に出会ったとき、に初めて現れる。こうして、人間にとって、‘もの’の稀少性ではなく、他人の存在がより重要であり、問題となる。

‘もの’と対峙しているロビンソン・クルーソーと同様、個人が孤立して存在しているとき、彼らは、Robbinsが定義した意味で経済問題に直面する。しかし、Buchananによれば、それは典型的な技術的、計算上の問題である。これらの環境では、ロビンソン・クルーソーが満足させたいと欲する目的（彼の選好と効用関数）は、用いられる対象（手段）と同様所与とされている。つまり、彼が生活している世界は、有限であり、彼の問題には解が存在する。問題の複雑さ、解を見つける困難さは、解が存在しないことを意味しない。それゆえ、彼の身に起こることはいずれも経済学の主題とはならない。

個人が‘もの’と対峙している世界—すべてのことが予め知られている確実性の世界—と他人の存在が不確実性を生み出す世界との間には、質的ギャップが存在する。第1に、不確実性は、各人にとって利用可能な手段がもはや一定ではないという事実から生まれる。つまり、他人の存在によって、交換、取引もしくは合意といった、まったく異なる、まったく新しい種類の行動へと展開する可能性が生まれる。第2に、目的自体が変化する。個々人が互いに相互作用を営むとき、彼らの効用関数はもはや一定とは考えられない。それらは、他の意思決定主体の存在及び選択それ自体によって、選択の過程で変化するかもしれない。こうして、個人の選好や価値はたえず変化するため、決定後の序列は決定前の序列とは異なるかもしれない。結果として、選択は純粋なものとなり、予め決定することはできず、外部の観察者によって予測されることもない。個人が直面する問題は、コンピューターでは解決できず、それゆえ経済学者の分析対象となる。

第3章 市場過程の2つの解釈と立憲的秩序

前節で論じた正統派経済学とBuchananとの方法論及び個人の選択についての解釈の差は、両者における市場過程の解釈—目的論的解釈と非目的論的解釈—の違いによるが、筆者の認識では、この点についての理解がBuchananの主張する立憲的政治経済学の理解の妨げになっているように思われる。Buchananはこの点を明らかにするために、立憲的秩序としての市場を例に挙げる¹⁷⁾。Buchananの市場過程の解釈は、市場をHayekのいう“自生的秩序”（spontaneous order）

17) Buchanan (1991) 第3章参照。

として解釈する立場であり、この立場からすれば、どんな選択も現実の時間のなかで生起するのであり、選択という行為それ自身が未来をつくり出し、未来はどのような選択が行われるかと独立には存在しない。また、市場参加者は相互関係（交換、取引）をとおして既存の価値を破壊し、また新たな価値を創造する主体としての役割を果たす。しかしいずれにしても、この過程の決定的な特徴はつぎの点にある。個々の市場参加者の選択は、せいぜい相互作用の過程の一部にすぎず、その解は、その過程に参加するすべてのひとびとによってそれぞれ独立になされる選択からのみ「現れる」。この解は、そういうものとして、参加者の誰かひとり、あるいはなんらかの集合的組織の参加者の集合によって明示的に選択されるのではなく、まして極大化問題の解ではありえない。そしてもし市場をそのように解釈するとすれば、市場過程の成果は、市場の制度的構造が、市場に参加する主体の双方にどの程度有利な取引を可能にするかに依存することになる。つまり、市場は“立憲的秩序”として解釈されることになり、当然の結果として、経済学者の関心は、市場の作用を制約する立憲的枠組みに向けられるべきであるということになる。

これに対しすでに示唆したように、新古典派パラダイムでは、選好、資源、技術は与件とされ、解決されるべき経済問題、すなわち代替的目的間への希少資源の配分は、経済主体がパラメーターの変化に予め決められたとおりに反応することによって、最適解（潜在的価値の最大化）に導かれる。ここには、立憲的枠組みに対する議論が入り込む余地は初めから排除され、立憲的構造の差が市場結果に与える影響は議論の範囲の外にある。

第4章 立憲的枠組みの再構築に向けて

これまでの議論から、われわれが直面する課題は、新古典派経済学が想定する範囲をはるかに超えていることは明らかである。新古典派経済学が解決しようとする問題（効率的資源配分の実現）は、その意義を否定することはできないとしても、与えられた市場の枠組みを与件とし、経済主体がパラメーターの変化に想定どおり反応するだけの世界では、最適解を計算することはできても、経済学者が発言できる範囲は余りにも限定されたものにならざるをえない。実際、われわれが直面してきた経済的・政治的課題の大部分は、資源の効率的配分によって解決された訳ではなく、人間の創造性・革新性によって古い秩序を破壊し新しい可能性を切り開くことによって乗り越えられてきたし、それはこれからも変わることはないであろう¹⁸⁾。

われわれ（また人類）の歴史をそのような過程として理解するとすれば、そして人間の選択行動を主観主義的に解釈するとすれば、いま改めて経済学者に課せられた課題はなんであろうか。Buchananによれば、それは、「われわれはどんな立憲的ルールの下で生活したいか」という問いに答えることであるという。まさにこれこそが、Buchananが立憲的政治経済学の課題とした根本問題であり、彼が経済学者としてすべてのエネルギーを費やしてきたテーマに他ならない。最

18) ここでは踏み込んだ議論を展開することはできないが、オーストリア学派は一貫して主観主義の観点から新古典派厚生経済学の限界を指摘している。これまでの議論ですでに明らかのように、Buchananの主張は、オーストリア学派からの影響を強く受けていることを改めて指摘しておきたい。

後に、Buchananの主張を参照しながら¹⁹⁾、この課題について考えてみたい。

人類の歴史が、その時々課題の解決の過程であると解釈すれば、あらゆる人間活動を“問題解決行動”(problem-solving behavior)として概念化することができるであろう。そして、そのように概念化するとすれば、直ちに問題解決能力と知識との関連が連想され、創造的選択の問題は、基本的に、経済的価値の創造における知識の役割に関連づけることが可能となる。つまり、(問題解決のための)知識の成長と経済的価値の創造は、本来的に相互に結びついており、前者に関連する立憲的枠組みを発見することは、後者を促進する枠組みを見つけることである。そうであるとすれば、「それは、人間の創造性及び革新性の余地を提供する枠組み、すなわち個人が—独立に、あるいは集合的に—古い問題に対する新しいよりよい解を開拓し、発見すると同様に、新しい問題に対する解を発見し、試すことが出来る余地を提供する枠組みでなければならない。」²⁰⁾

しかし、人間行動の多様性を前提とした上で、人間行動を問題解決努力として概念化し、その解決を知識の問題に還元するとき、つぎのような2つの洞察が重要な意味を持つ。

第1は、われわれは、現時点ではこれから先のことは知ることができず、それゆえ、われわれは自分たちの問題にとって最善の解は何であるかを前もって知り得ないということである。人間の問題解決行動は、連続的・継続的であり、絶えず新しい知識が創造される過程であるとすれば、いかなる時点でも、われわれの問題にとってどんな新しい解が明日発見されるかを知り得ない。もちろん、われわれは、現在の知識を基に、利用可能な最善の解を確認しようとするであろう。しかし、われわれは、創造的精神が明日、あるいはつぎの瞬間にさえ何を発明するか知り得ない。

第2の洞察は、われわれは明日どんな問題に直面するか、もしくは何をわれわれの問題として気づくかを知り得ないということである。確かに、これはわれわれが現在の情報に基づいて将来についての期待を形成することは不可能であり、将来に横たわる問題を可能な限りうまく予測しようとするべきではないことを意味しない。しかし、明日のわれわれの問題は、究極的には、明日のわれわれの知識と同様予測不能である。現在の問題に対して見つける解そのものが、新しい問題をつくり出しそうであり、その問題に対しわれわれは再び解を見つけなければならない。そしてこの過程を停止させようとするいかなる試みも、徒労以外のなにものでもない²¹⁾。

Buchananは、こうした議論が、明らかに、将来は知り得ないことを強調したShackleの精神のなかにあることを指摘する一方²²⁾、そのような見解は、現れるものが何であろうとそれに受け身的に従うという態度を意味しないことを強調する。そして、人間の選択の役割の適切な理解は、将来は完全に予見されているという決定論的見解と現在は将来のあらゆる可能性を制約しないとする非決定論的見解の間にその場所を見つけなければならず、急進的主観主義の立場に立つとすれば、特定の将来の状態を予測する企てを拒否する一方、将来に備える努力において、原理の説明もしくはパターン予測としてHayekが言及したものの役割を否定すべきではないという。そし

19) Buchanan and Vanberg (2002) 参照。

20) Buchanan and Vanberg (2002) p.125.

21) Buchanan and Vanberg (2002) pp.125-6.

22) Shackle (1983)

て、われわれが生活する制度的－立憲的取り決めを形作る努力はそうした役割に相当すると主張する。Shackleの意味で将来が知り得ないからといって、われわれがルールや制度の一般的作用特性を理解しえないことを意味しないし、そのような理解が代替的立憲的体制間の選択に情報を提供しえないことを意味する訳ではない。

人間の創造性、新しい問題に対処するための創意の役割を認識すること、及び立憲的選択及び制度設計の役割を理解するとすれば、つぎの課題は、そうした役割を実現できる立憲的枠組みとは何かを明らかにし、さらにその枠組みはどのようにすれば構築できるのかを検討することである。前者について、Buchananは、一般的方向性として、問題解決のあらゆるレベルで創造的開発を可能にする枠組みの創造を目指すとした上で、つぎのように述べている。つまり、直面する問題にとってどんな解が見つけられるかは知り得ないが、解を発見する過程で多様性と革新性を保証する仕組みを用意する一方、解の‘良さ’ (goodness) を測定する基準が確認できる場合には、実験的試みを望ましいと考える解の方向に従わせる必要がある。ここでBuchananが、‘良さ’を測定する基準として考えているのは、選挙民の利害に対する‘応答性’ (responsiveness) ということである。これは明らかに、すでに述べたBuchananの規範的個人主義＝契約主義＝民主主義の反映である。

「こうして、3つの特徴－代替的解を試行する自由、制約する一般的ルール及び選択メカニズム－が、人間の創造性のための立憲的枠組み、すなわち進化的適応のための、試行錯誤による学習のための枠組みの基本的構成要素として提示される。これらの構成要素の性質と相互作用は、それらが条件となる過程が、関係するひとつの利害に応答的であるかどうか、またどの程度応答的であるか、を決定するであろう。実験及び革新への自由が欠けている場合には、停滞に陥る。適切なルールの制約がなければ、その過程は、全体としてその選挙民にとって望ましくない結果をつくり出すかもしれない。そして、同時に、適切な選択メカニズム、ここでもまた関係するひとつと、すなわち選挙民の利害という点で適切なメカニズムがなければ、同じことが予想されるであろう。」²³⁾

Buchananは、立憲的政治経済学者の役割として構想すべき立憲的枠組みが備えるべき条件について述べた後、これらの条件を満たす立憲的枠組みの範型的例として市場を取り上げ、市場メカニズムの特性を理解することはわれわれが立憲的構造を考える上で有益な示唆を与えるという。

市場のもつ特性としてBuchananが強調するのは、消費者の利益に対する応答性、問題解決に向けた代替的解の試行可能性、新しい解の探求への誘因、そして分散した知識の利用の潜在力と発見的手続きとしての競争の役割である。こうした特性を持つ市場は、既存の知識を利用する以上のことを実現し、新しい知識の革新的開拓及び創造を促進する。

Buchananは、このように市場が適切に立憲的ルールによって制約されるならば、消費者の利

23) Buchanan and Vanberg (2002) pp.126-7.

益を促進する方向への問題解決と知識の創造が実現されるとし、そうした理解は、われわれが立憲的枠組みを構想する場合にも有益な示唆を提供すると考える。もちろん、市場が最終的な選択をするひとびとの利益に奉仕する範囲は、それらの作用を条件づける立憲的枠組みの性質に依存する。それゆえ、この枠組みそれ自体—すなわち、市場が作用する領域及びルール—の定義—が、望ましいかどうかという問題を改めて提起する。この問題は、代替的立憲的構造の間の比較、すなわち、市場のなかでの作用という立憲的ルールの下での比較ではなく、立憲的ルールそれ自体での比較に関わる。そこで、より上位のレベルで知識問題が再び現れる。そして、ここでもわれわれは不確実性下での選択の問題に直面することになり、最善の答えを知っていると主張することは永久にできない問題である。しかし、このレベルでの知識の限界を認識することは、われわれが適切な立憲的枠組みの構築という作業から手を引くべきであるということの意味しない。ここでも代替的枠組みを提供し、選挙民の利益により応答的なメカニズムをとおして立憲的枠組みの選択が行われることを保証することこそが、まさに立憲的政治経済学者としてBuchananが果たそうとした役割ということになる。

第5章 終わりに

以上、立憲的政治経済学者としてのBuchananの足跡と、代替的立憲的構造を構想するという困難な課題に取り組むことの意義について論じてきた。すでに述べたように、おそらく正統派経済学の枠組みのなかでの思考に慣れ親しんだ多くの経済学者にとって、Buchananの方法論及び問題意識を共有することはなお容易ではないかもしれない。もちろん、そのこと自体は何ら非難されるべきことではない。しかし、いまわれわれが直面する課題を考えると、少なくともBuchananが提起した問題を正面から受けとめる必要があるように思われる²⁴⁾。

たとえば、わが国の政治状況を振り返るとき、わが国の立憲的枠組みは、Buchananが繰り返し強調する国民の利益への応答性という点で国民が期待する役割を果たし得なくなっていることは明らかである。また、わが国の財政の現状を見ると、Buchananの診断からすれば、一種の“財政的アナーキー”(Public Finance in Anarchy)に陥っているといえるのではないだろうか。もしそうであれば、これは通常政治レベルで収支をコントロールすることによって解決できる問題ではなく、立憲的枠組みそれ自体の再構築が求められているといえるのではないか。しかし、依然として立憲的レベルでの経済学的分析は、主流派経済学の枠組みの外にある。さらに、ユーロ危機によって露呈したEUの統治機構の脆弱性の原因を考えると、そこでの課題もまた、EU市場全体を包含する立憲的枠組みの再構築という問題であり、ここでも現時点での知識を基に未来を構想するという困難な作業に他ならない。しかしそれにも拘わらず、代替的立憲的構造の提案に向けて、経済学者の創造力及び想像力を総動員すべきときであるように思われる。その意味で、経済学者の役割が試されているといっても過言ではないであろう。

最後になったが、ここに至って筆者が冒頭で指摘した点、つまり、Buchananの立場は「あ

24) Buchanan and Congleton (1998) は、こうした問題に答えようとする一つの試みである。

る意味で公共選択への挑戦でもある。」と述べた意味が明確になったのではないだろうか。Buchananの議論からすれば、公共選択は立憲的枠組みのなかでの政治プレイヤーの相互作用（政治ゲーム）の経済学的分析に他ならない。また、そこで用いられている分析道具は、基本的には、正統派経済学のそれであり、想定されている人間モデルは、単純にパラメーターの変化に反応する合理的経済人に他ならず、ゲームの結果の評価は資源配分の効率性である²⁵⁾。Buchanan自身、とくにレントシーキング（rent-seeking）²⁶⁾に関わる議論において、こうした伝統的手法を踏襲しており、合理的経済人を想定することに一定の正当性があることを認めている。しかし、おそらくBuchananは、こうした枠組みでの議論にとどまる限り、われわれの将来に向けて新しい展望を開くことができないことに気づき、ある時点で彼が築き上げてきた雑誌『公共選択』（*Public Choice*）のFounding Editorの地位をTullockに譲り、新たに『立憲的政治経済学』（*Constitutional Political Economy*）の刊行に踏み切ったと考えられる²⁷⁾。これらの雑誌の社会的評価は、現時点では圧倒的に前者に偏っていることは否定し得ないが、それは、上の意味での政治ゲームの分析が多く、経済学者が身につけている分析手法の延長あることによるのであって、2つの雑誌が目指している方向性の評価によるものではないことは明らかであろう。『公共選択』が発刊された当時の状況を振り返れば、学会の動向に変化が現れるまでにかかなりの時間が必要なことは認めざるを得ない。しかし、立憲的アナーキー（一種の負-和ゲーム）から抜け出すためにどのくらいの時間が残されているかは不明である。

【参考文献】

- Buchanan, J.M. (1969) *Cost and Choice*, Markham.
- Buchanan, J.M. (1975) *The Limits of Liberty: Between Anarchy and Leviathan*, University of Chicago Press. 加藤寛監訳『自由の限界』（秀潤社 1977）
- Buchanan, J.M. (1979) *What Should Economist Do?*, Liberty Fund.
- Buchanan, J.M. (1991) *The Economics and the Ethics of Constitutional Order*, University of Chicago Press. 加藤寛監訳『コンスティテューショナル・エコノミックス』（有斐閣 1992）
- Buchanan, J.M. (1992) *Better than Plowing: And Other Personal Essays*, University of Chicago Press.
- Buchanan, J.M. (2000) *Debt and Taxes*, Liberty Fund.
- Buchanan, J.M. (2001) *Moral Science and Moral Order*, Liberty Fund.
- Buchanan, J.M. (2005) *Why I, Too, Am Not a Conservative*, Edward Elgar.

25) これはある意味でやむを得ない面があるように思われる。それは、政治の経済分析が“市場の失敗”の匡正装置としての政治の分析として始まり、そこでの問題意識は、効率的資源配分を実現する代替的装置としての両システムの比較という側面を持っているからである。この視点は、部分的には、なお有効に作用しているように思われる。

26) Buchanan, Tollison, and Tullock (1980) 参照。

27) *Constitutional Political Economy*の創刊は、1990年である。

- Buchanan, J.M. (2007) *Economics from the Outside in*, Texas A&M University Press.
- Buchanan, J.M., and Congleton, R.D. (1998 [2003]) *Politics by Principle*, Liberty Fund.
- Buchanan, J.M., and Devletoglu, N.E. (1971) *Academia in Anarchy*, Tom Stacet.
- Buchanan, J.M., Tollison, D., and Tullock, G., eds. (1980) *Toward a Theory of the Rent-Seeking Society*, Texas A&M University Press.
- Buchanan, J.M., and Tullock, G. (1962) *The Calculus of Consent*, University of Michigan Press.
- Buchanan, J.M., and Vanberg, V.J. (1991) "The Market as a Creative Process," *Economics and Philosophy*, 7:167-86.
- Buchanan, J.M., and Vanberg, V.J. (2002) "Constitutional Implications of Radical Subjectivism," *The Review of Austrian Economics*, 15:121-9.
- Hayek, F.A. (1948) *Individualism and Economic Order*, The University of Chicago Press.
- Hayek, F.A. (1978) "Competition as a Discovery Procedure," in *New Studies in Philosophy, Politics, Economics, and the History of Ideas*, pp.179-90, The University of Chicago Press.
- Marciano, A. (2009) "Buchanan's Constitutional Political Economy: Exchange vs. Choice in Economics and in Politics," *Constitutional Political Economy*, 20:42-56.
- Meadowcroft, J. (2011) *James Buchanan*, Continuum.
- Pitt, J.C., Salehi-Isfahani, D., and Eckel, D.W., eds. (2004) *The Production and Diffusion of Public Choice Political Economy: Reflections on the VPI Center*, Blackwell Publishing.
- Robbins, L. (1932) *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, Macmillan.
- Shackle, G.L.S. (1979) "Imagination, Formalism, and Choice," in M. Rizzo, ed., *Time, Uncertainty, and Disequilibrium*, pp.19-31, Lexington Books.
- Shackle, G.L.S. (1983) "The Bounds of Unknowledge," in J. Wiseman, ed., *Beyond Positive Economics?* pp.28-37, Macmillan.
- Tullock, G., ed., (1972) *Explorations on the Theory of Anarchy*, Center for Study of Public Choice.
- Tullock, G. (1974) *The Social Dilemma: Economics of War and Redistribution*, Center for Study of Public Choice.
- Tullock, G., ed., (1974) *Further Explorations on the Theory of Anarchy*, Center for Study of Public Choice.
- Wicksell, K. (1896 [1994]) "A New Principle of Just Taxation," in R.A.Musgrave and A.T.Peacock, eds. (1896 [1994]) *Classics in the Theory of Public Finance*, pp.72-118, Palgrave Macmillan.

執筆者紹介

越 智 洋 三 (本学教授)

齊 藤 康 則 (本学准教授)

関 谷 登 (本学教授)

岩本由輝教授 退任記念号

献辞……………原田善教(1)
 岩本由輝教授略歴……………(2)
 岩本由輝教授著作目録……………(4)
 400年目の烈震・大津波と東京電力福島第1原発の事故……………岩本由輝(51)

〔論 文〕

信州上田藩上塩尻村永統講の一考察 — 奥印帳を手がかりとして — ……岩間剛城(69)
 近世後期の京都錦高倉青物市場の動向宇佐美英機……………(83)
 小高から中村へ — 戦国武将相馬義胤の転換点 — 岡田清……………(99)
 「地域エリート」の存立構造とその変遷
 — 昭和30年代卒農業高校OBの事例を通して —……………奥井亜紗子(111)
 仙台藩領における黒松海岸林の成立……………菊池慶子(127)
 「タイ近代の土地政策と森林政策の関係」……………北原淳(139)
 イギリス農業革命からみたフェンとマーシュ……………國方敬司(151)
 大正期仙台市の電気料金値上げ問題……………雲然祥子(165)
 ロンドン金市場の金融史研究, 1600-2004年〜とくに両大戦間期に関して〜
 ……サイモン・ジェイムス・バイスウェイ(195)
 明治期日本鉄道会社仙台停車場の位置決定過程と受益者負担……………佐々木秀之(211)
 近世農業水利施設の普請と維持管理の費用分担に見る藩と村
 — 山形五堰を事例として —……………佐藤章夫(235)
 日英村落史的対比研究方法論・2011……………高橋基泰(259)
 ロバート・トレンズの1833年4月議会演説……………竹内洋(277)
 現代の東北農村のムラにおける共同性
 — 山形県庄内地方宝谷の事例 —……………永野由紀子(291)
 「家」を比較研究するための覚え書き — 経済史研究の視点から — ……長谷部弘(313)
 戦後の姫路市における公設小売市場の展開……………廣田誠(323)
 タイ東北部における郡(アンブー)の社会史
 — マハーサーラカム県チェンユーン郡を中心として — ……藤井勝(339)
 武士の嗜み、武士の威厳 その二
 — 仙台藩士の行列に関する基礎的研究 — ……堀田幸義(363)
 大正初期岩手県農村の分析
 — 「岩手県江刺郡藤里村々是調査」を中心に — ……三浦黎明(389)
 近世期における田地所有者と耕作者の変遷史
 — 信州小県郡上塩尻村の事例より — ……山内太(403)
 家訓の現代的意味に関する社会学的考察……………米村千代(419)
 日本のブロードバンド市場における競争政策とその政策評価について
 — 予備的考察 — (1)……………山崎和郎(433)
 災害と外国人 — 母国に「逃げる」ことを中心に — ……郭基煥(447)
 Global Indeterminacy in a Model with Public Health Spending……………細谷圭(459)

〔論 文〕

世代重複モデルにおける水平的租税競争と地方分権化の経済厚生分析
 ……篠崎剛(1)
 ……菅原宏太
 ……國崎稔
 不換銀行券と商品価値の表現様式(2)
 — 小幡道昭の貨幣・信用論に学ぶ —……………泉正樹(11)
 Roles of Educational and Health Human Capital Accumulation in Economic Growth
 ……細谷圭(43)

東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望

評 議 員 長 齋 藤 善 之
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 遠 藤 裕 一 (編集)

佐 藤 司 郎 (編集)

加 藤 幸 治 (編集)

経済学部 越 智 洋 三 (編集)

泉 正 樹 (会計)

佐 藤 滋 (編集)

経営学部 齋 藤 善 之 (評議員長・編集委員長)

松 岡 孝 介 (会計)

折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 黒 田 秀 治 (庶務)

白 井 培 嗣 (編集)

木 下 淑 恵 (編集)

教養学部 鈴 木 宏 哉 (編集)

伊 藤 春 樹 (編集)

乙 藤 岳 志 (庶務)

金 菱 清 (編集)

東北学院大学経済学論集 第179号

2012年12月5日 印 刷 (非売品)
2012年12月10日 発 行

編集兼 齋 藤 善 之
発行人 針 生 英 一
印刷者
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒980-8511
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

No.179

December 2012

Articles

From Small to Big Government

— What was New Labour? (1)..... *Yozo Ochi* (1)

The Development and Problems of Community Transport at the Turning Point:

Collaboration between Residents and a Taxi Company in Hanayama District, Hitachi City

..... *Yasunori Saito* (13)

Notes

From Public Choice to Constitutional Political Economy

— J.M.Buchanan's Distress and Challenge *Noboru Sekiya* (31)

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan